

も く じ

はじめに（巻頭言） 宗像市子どもの権利代表救済委員 小坂 昌司

1. 宗像市子ども基本条例と子どもの権利救済制度	
(1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯及び目的	1
(2) 宗像市子ども基本条例の特徴及び推進体制	1
(3) 宗像市子ども基本条例に基づく各施策	3
(4) 宗像市子どもの権利救済・回復のしくみ	5
2. 子どもの権利救済・回復活動の概況	
(1) 年間相談件数	8
(2) 相談者別相談件数	8
(3) 相談対象者別学年別相談件数	9
(4) 継続回数別相談件数	9
(5) 相談内容別相談件数	10
(6) 相談者別相談内容別相談件数	11
(7) 年代別相談内容別子どもからの相談件数	12
(8) 相談方法別相談件数	13
(9) 通常相談月別相談件数	13
(10) 通常相談曜日別相談件数	14
(11) 通常相談時間帯別相談件数	14
(12) 救済申立て・発意件数	15
(13) 平成 29 年度の相談の特徴と傾向	15
3. 子どもの権利救済・回復活動の実際	
(1) 相談・助言・支援	16
(2) 救済申立て・発意	18
(3) 救済委員会議報告	19
4. 広報・啓発活動	
(1) リーフレット・カードの配布	22
(2) 小・中学校での啓発活動	24
(3) 「はびくろ通信」の発行	25
(4) 宗像市子どもまつりでの展示	26
(5) 平成 29 年度以降の啓発活動	27
(6) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケートの実施	28
(7) 子どもの権利救済活動報告会	28
(8) その他の活動	30
5. 出張相談会	
(1) 出張相談会の活動概要	31
(2) 出張相談会の概況	33
6. 平成 29 年度の総括と平成 30 年度に向けて	
(1) 平成 29 年度の総括	37
(2) 平成 30 年度に向けて	39
7. 子どもの権利救済委員からのメッセージ	
・ 「子どもの権利を大人が知ること ～救済委員活動を通じて～」 市川 雅美 救済委員	41
・ 「子どもの権利」を常に意識した 1 年を振り返って 大西 良 救済委員	42
8. 資料	
・ 平成 29 年度むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート結果	43
・ 宗像市子ども基本条例	49
・ 宗像市子ども基本条例施行規則	58
・ 平成 29 年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿	67

はじめに（巻頭言）

宗像市子どもの権利代表救済委員

小坂 昌司

子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が子どもたちの相談を受け始めて5年が経過しました。

この間、関係機関や市民のみなさま、そして宗像の子どもたちに支えられつつ、試行錯誤を繰り返しながら活動を続けてきました。

子どもたちの、ハッピークローバーの認知度も年々高まり、相談件数も増加してきています。より身近な相談機関として、子どもたちの権利を守る役割を果たしているとすれば、とてもうれしいことです。

平成29年度は、はじめて市民のみなさま向けに、ハッピークローバー（権利救済機関）の活動報告会を行い、多くの皆様に参加していただきました。アンケート結果を見ると、ハッピークローバーのとりくみを高く評価する声をいただいた反面、「このような制度があることを知らなかった」との声もたくさんありました。これまで、学校の協力を得ながら、小・中学校に就学している子どもたちに対して重点的に広報活動を行ってきましたが、今後は、それと合わせて、保護者や市民のみなさまにも、ハッピークローバーと、その活動の根拠・指針である宗像市子ども基本条例のことをより知っていただくように、とりくんでいきます。

さて、平成30年には、「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2018宗像が開催されます。このシンポジウムは、自治体における子ども施策が「子どもの権利」の視点で行われるためにどうしたらよいかを、全国の自治体職員、研究者、子どもにかかわる市民の方々などが集まって議論するものです。私も救済委員に就任して以降、松本市、西東京市、宝塚市で行われたシンポジウムに参加させていただき、とても勉強になるとともに、とりくみの励みになりました。シンポジウムを通して、他の自治体の優れたとりくみなども参考にしながら、より子どもに寄り添ったハッピークローバーとなるように、救済委員、相談員、事務局職員で努力していきますので、今後とも、ハッピークローバーへのご支援をよろしく願います。

1. 宗像市子ども基本条例と子どもの権利救済制度

(1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯及び目的

① 条例制定の経緯

平成元年 11 月	国連総会で「児童の権利に関する条約」を採択（11 月 20 日）
平成 6 年 4 月	「児童の権利に関する条約」を日本が批准
平成 22 年 4 月	「子どもの権利に関する条例」制定を公約とした候補者が市長当選
平成 22 年 7 月	宗像市次世代育成支援対策審議会に条例案作成を諮問
平成 23 年 4 月	行政組織を改編し、子ども部を新設
平成 23 年 9 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から、中間答申書提出
平成 23 年 10 月	パブリック・コメント(市民意見提出手続)を実施
平成 23 年 12 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から、最終答申書(条例案)提出
平成 24 年 3 月	市議会において条例制定議案を議決(全員賛成)
平成 24 年 4 月	条例施行(子どもの権利救済制度は平成 25 年 4 月 1 日施行)
平成 25 年 4 月	子どもの権利救済委員を任命し、子どもの権利相談室設置

② 条例制定の目的(宗像市子ども基本条例ハンドブックより)

- ◆ 大人の果たすべき役割を明確にし、子どもの権利を守っていく。
- ◆ 将来にわたって子どもの権利について普及、啓発を行い、家庭・地域・学校などの中で一貫した理念のもとに子どもを育成することができるようにする。
- ◆ 市の子ども施策の法的根拠とする。

③ 市民(子どもを含む)の意見の反映

- 意見交換
 - 子どもとの意見交換(平成 22 年 10 月 3 日)
宗像市次世代育成支援対策審議会委員と小学生から高校生までの 16 人の子どもと座談会形式で意見交換を実施した。
 - 子どもに関わる団体との意見交換(平成 22 年 11 月 11 日)
審議会委員と 5 団体 9 人と意見交換を実施した。
- アンケート調査
 - 宗像市子どもまつりにおける調査(平成 23 年 11 月 3 日)
子どもと大人それぞれを対象に実施(子ども 244 人、大人 252 人から回答)
 - 市立小中学校における調査(平成 23 年 1 月～2 月)
小学 5 年生及び中学 2 年生全員を対象に実施
 - 市民アンケート調査(平成 23 年 2 月)
「児童の権利に関する条約」の認知度調査を実施
- 意見募集
 - パブリック・コメント(平成 23 年 10 月 1 日～31 日)
15 通 127 件の意見が提出された。また、パブリック・コメントと並行して説明会を実施した。

(2) 宗像市子ども基本条例の特徴及び推進体制

① 条例の特徴

- 「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を 3 つの柱とし、子どもの権利救済制度についても規定した、子どもの権利に関する「総合的な条例」に分類される。

○ 子どもの権利（第2章）

第4条	安心して生きる権利	命が守られ、尊重されることなどを保障
第5条	自分らしく生きる権利	個性が尊重され、その個性を伸ばすことなどを保障
第6条	豊かに育つ権利	学ぶこと、遊ぶことなどを保障
第7条	意見を表明する権利	自分の気持ち又は考えを表現し、尊重されることなどを保障
第8条	子どもの役割	自分の権利が尊重されるのと同様に、他人の権利を尊重するように努めなければならないことなど

○ 大人の責務（第3章）

第9条	保護者の役割	子どもの最善の利益を第一に考え、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならないことなど
第10条	市民等の役割	子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならないことなど
第11条	子ども関係施設の役割	子どもの最善の利益を第一に考え、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならないことなど
第12条	市の役割	子どもの権利を保障するため、必要な施策を実施しなければならないことなど

○ 子どもにやさしいまちづくり（第4章）

第13条	施策の推進	市は、行動計画を策定しなければならないことなど
第14条	子どもの居場所づくり	市などは、子ども同士が遊び等の体験を通じて豊かに成長できるよう安全で安心な居場所づくりに努めなければならないことなど
第15条	子どもの意見表明の機会の提供	市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない
第16条	子育て支援	市などは、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならないことなど
第17条	健全な発達を阻害する環境からの保護	市などは、子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護するよう努めなければならないことなど

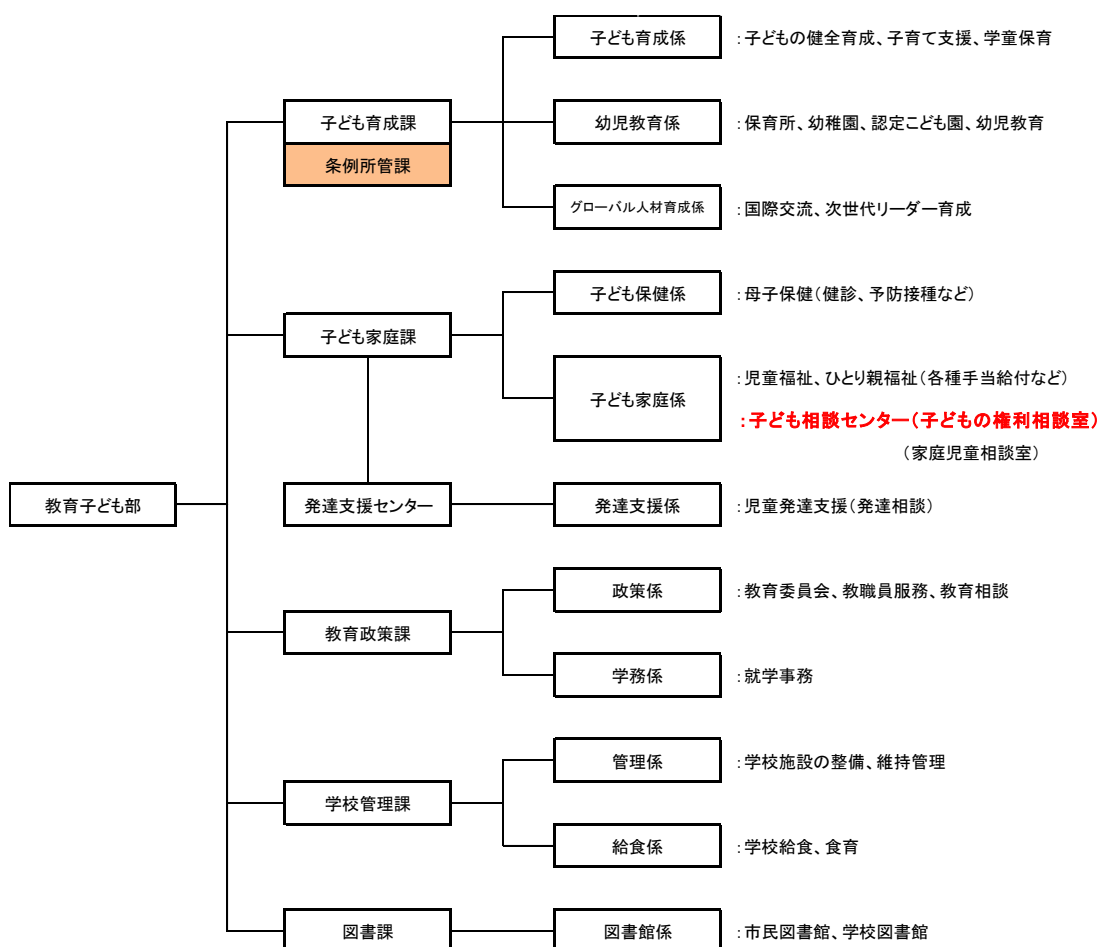
○ 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第6章）

第21条	子どもの権利救済委員	救済委員の定数、選任、任期など
第22条	救済委員の職務	救済委員の職務や守秘義務など
第23条	救済委員に対する支援及び協力	市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援しなければならないことなど
第24条	勧告又は要請への対応	市は、救済委員から勧告等を受けたときは、その対応状況等を報告しなければならないことなど
第25条	勧告又は要請等の内容の公表	救済委員は、勧告等に対する対応状況の報告内容を公表することができる
第26条	報告等	救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する

② 施策の推進体制

- 平成27年3月、「宗像市子ども・子育て支援事業計画」（「宗像市子ども基本条例行動計画」を兼ねる）を策定した（平成27年度から平成31年度までの5か年計画）。
- この行動計画の実施状況の検証等については、宗像市次世代育成対策審議会が担うこととされている（第27条）。

- 平成 27 年 4 月、「子ども部（子ども育成課、子ども家庭課）」を学校教育との連携強化のため、「教育部」と統合して「教育子ども部」に組織改編した。
- 行動計画の施策は庁内各部に関係するが、施策推進の中心となる教育子ども部の体制は次のとおり。



(3) 宗像市子ども基本条例に基づく各施策

前述のとおり、「宗像市子ども基本条例行動計画」の実施状況の検証等については、宗像市次世代育成支援対策審議会で行っていますが、子どもの権利救済委員へは、情報共有のために平成 29 年度の「子どもにやさしいまちづくり」関係事業のうち、以下のものを報告した。

① 条例に基づいた子ども育成事業について（条例第 2 章、第 4 章）

- 子どもの居場所づくり事業
- プレーパーク事業
- 「宗像市子どもまつり」
- 子どもまつり子ども実行委員会
- 宗像市中学生職場体験学習「ワクワクWORK」
- 「夏の課外授業」in むなかた
- 「世界一行きたい科学広場」
- 「小中学生スピーチコンテスト」
- 「わくわく体験活動報告会」
- 「イングリッシュ・サマーキャンプ」

- 宗像市少年少女海外派遣研修「ニュージーランド研修」
- グローバル人材育成プログラム「カナダ研修」
- 「むなかたガイド研修」
- 「宗像国際育成プログラム」
- 「宗像歴史未来塾」むなかたクリエイティブツアー

② 子どもの権利に関する意識の向上（啓発事業）について（第5章）

- 市立学校（22校）における啓発（宗像市教育委員会作成「宗像市教育ハンドブック」へ「宗像市子ども基本条例に基づく取り組みについて」を掲載）

【全校実施】

- 宗像市子どもの権利の日に子ども基本条例や子どもの権利を扱った授業を行う（全校実施した）

【市立学校での授業の様子】

市立学校では、11月を中心に子ども基本条例や子どもの権利の日についての授業を行っている。学校の日（毎月10日）に道徳公開授業と合わせて行っているところが多い。この取り組みは5年目を迎え、ある程度形が定着してきている。

小学校では、学年に応じて子どもの権利について考える授業や道徳の授業の中から子どもの権利の中のどの部分とつながりがあるかを子どもたちに考えさせていくような授業が行われている。

中学校では、学年ごとに特設の時間を設定し、講演や映像資料などを元に子どもの権利について考える授業が多くみられる。ある中学校では、米国の学校に通ったことのある子どもが書いた「リスペクト・アザース」という作文を題材に用いて、人権に関する日本と外国の考え方を比較し、各人の個性を肯定的に受け止め、互いに認め合うことが必要であると感じる授業が行われていた。

- 「11月20日は宗像市子どもの権利の日」のぼり旗を学校で掲出する（全校実施した）
- 市は宗像市子ども基本条例パンフレット（子ども版）を作成し、市立学校の全児童生徒へ配布する（全校実施した）

【選択実施】

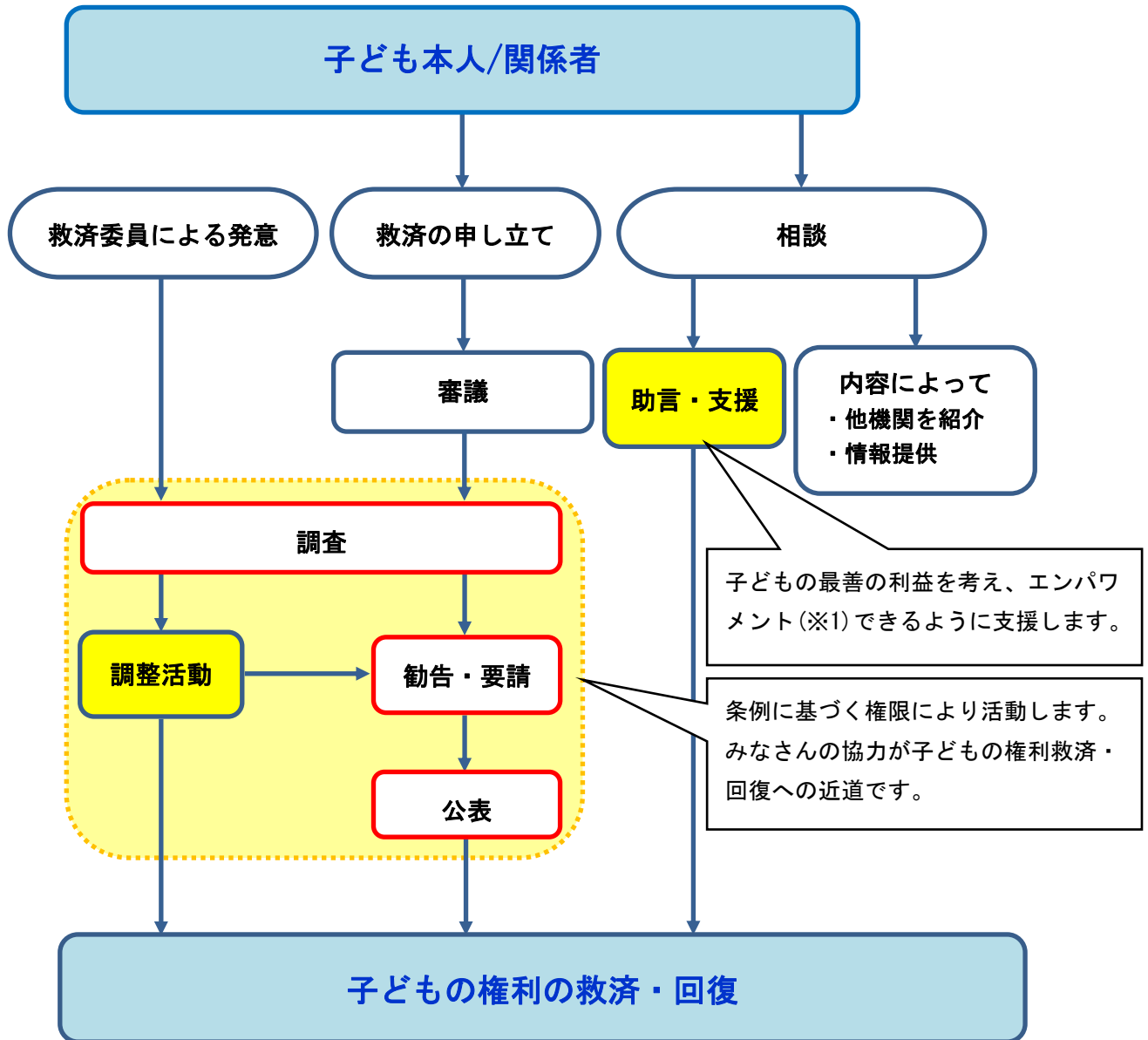
- 各学級での朝の会や帰りの会、HR等で子どもの権利の啓発を行う（10校で実施）
- 校内や各学級に啓発を促す掲示を行う（11校で実施）
- 全校集会や学年集会で紹介する（14校で実施）
- 校内放送で紹介する（3校で実施）
- 校内行事で紹介する（2校で実施）
- 子ども基本条例等に関する職員研修を行う（6校で実施）
- 学級通信、講演会等で保護者や地域住民へ啓発を行う（6校で実施）

- 市民等に向けた啓発

- 市職員研修（新規採用職員）において宗像市子ども基本条例研修（4月7日）
- 子どもまつり実行委員会において啓発（6月3日）
- 子ども育成課子ども家庭課合同職員研修にて条例研修（5月18日）
- 「平成29年度子どもの安全安心セミナー」において啓発（7月1日）
- 「第16回宗像市子どもまつり」において啓発（11月3日）
- 「児童虐待防止講演会・子どもの権利救済活動報告会」において啓発（11月26日）
- 「第18回わくわく体験報告会」において啓発（1月28日）
- 「平成29年度宗像市PTA人権教育実践交流会」において啓発（2月3日）
- 「平成29年度子どもの居場所づくり情報交換会」において啓発（3月4日）

(4) 宗像市子どもの権利救済・回復のしくみ

① 子どもの権利救済・回復のしくみ



※1 エンパワメント：個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること。

1. 審議
救済の申し立てが、調査・調整活動が必要な事案であるかを判断します。
2. 調査
客観的な事実関係を把握するために行います。強制力はありませんが、条例第2条で規定するものすべてに対して調査を行うことができます。この調査は、子どもの権利救済委員が指示することにより、子どもの権利相談員が行うことができます。
3. 調整活動
問題の解決のために、関係者間の関係の調整を図る活動です。
4. 勧告
実際に発生している子どもの権利の侵害に対して、適切な措置を講ずるよう求める場合に行います。

5. 要請

実際に発生している子どもの権利の侵害の原因が制度やルールにある場合、必要な改善や見直しを行うように促す場合に行います。

6. 公表

「勧告」や「要請」の内容や、対応状況等を広報や宗像市公式ホームページ、記者発表等で公表します。

② 宗像市子どもの権利救済委員・相談員

○ 宗像市子どもの権利救済委員について（条例第 21 条、第 22 条）

子どもの権利救済委員 3 人

氏名	所属等
小坂 昌司（こさか しょうじ）	弁護士（福岡県弁護士会）
市川 雅美（いちかわ まさみ）	臨床心理士（市川カウンセリングオフィス）
大西 良（おおにし りょう）	社会福祉士（筑紫女学園大学 准教授）

(ア)身分	地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定される市の附属機関です。活動において迅速性、専門性を発揮する必要があるため、独任制としています。
(イ)任期	任期は 2 年で 3 人以内を市長が選任します。再任の制限はありません。
(ウ)勤務	月 2 回の定例会議を開催し、子どもの権利侵害事例が発生した場合は、随時活動します。
(エ)職務	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもの権利の侵害について、子どもとその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をします。○ 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をします。○ 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査をします。○ 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度の改善を要請します。○ 上記の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めます。

○ 宗像市子どもの権利相談員について（条例施行規則第6条）

子どもの権利相談員 2人
 子どもの権利救済委員を補佐し、相談対応や関係機関との連携・調整等を行う。
 臨床心理士と教育経験者。

役 割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をします。 ○ 子どもの権利救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をします。 ○ 子どもの権利の普及に関することに取り組みます。 ○ 上記の他、子どもの権利の救済及び回復のために必要なことに取り組みます。
-----	--

③ むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」とは

1. 設置目的

公的第三者機関として、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援する。

(ア) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援する。

(イ) 救済委員の補助として、子どもの権利に関する調査をする。

(ウ) 子どもの権利の普及を行う。

2. 主な対象

18歳未満の宗像市在住の子ども

3. 相談業務の開設及び設置場所

開設 平成25年4月1日

設置場所 宗像市役所西館1階 子ども家庭課子ども相談センター内

※ 平成30年度以降、子ども相談支援センター内

電話番号 0940-36-9094

(子ども専用フリーダイヤル) 0120-968-487

4. 相談日及び時間

相談日 毎週月曜～金曜日（土・日・祝日と年末年始はお休みです）

相談時間 午前10時00分～午後6時30分

5. 相談方法

電話・面接・手紙・FAX

6. 相談体制

子どもの権利相談員を2人（臨床心理士・教育経験者）配置し、子どもの権利救済委員（弁護士、臨床心理士、社会福祉士）と連携しながら、子どもの権利のために活動しています。

7. 愛称とイメージキャラクター

平成25年に市内の子どもたちに相談室の愛称を募集し、子どもたちの投票によって「ハッピークローバー」という名前がつけました。平成27年には、市内の子どもたちにイメージキャラクターを募集し、子どもたちの投票によって、表紙にも載っている『ふくちゃん』が採用されることに決定しました。

2. 子どもの権利救済・回復活動の概況

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に寄せられた相談は下記のとおりです。

(1) 年間相談件数

平成 29 年度に受けた実件数は 225 件、延べ件数 348 件でした。平成 28 年度と比較すると、実件数 41 件、延べ件数 109 件の増加がみられました。

表 1 年間相談件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実件数	103	184	225
(新規件数)	92	178	215
(継続件数)	11	6	10
延べ件数	221	239	348

- ※ 実件数 : 新規件数に継続件数を加えたもの
- ※ 新規件数 : 今年度における初回相談の件数
- ※ 継続件数 : 昨年度以前に相談があった方の、今年度における初回相談の件数
- ※ 延べ件数 : 総相談件数 (例:1 人の人から 3 回の相談を受けた場合は、実件数 1 件・延べ件数 3 件)

(2) 相談者別相談件数

子ども本人からの相談が最も多く、実件数の約 9 割を占めています。子ども本人以外の相談者としては、親や教員からの相談が多く寄せられていました。

【平成 29 年度 相談者別相談件数】

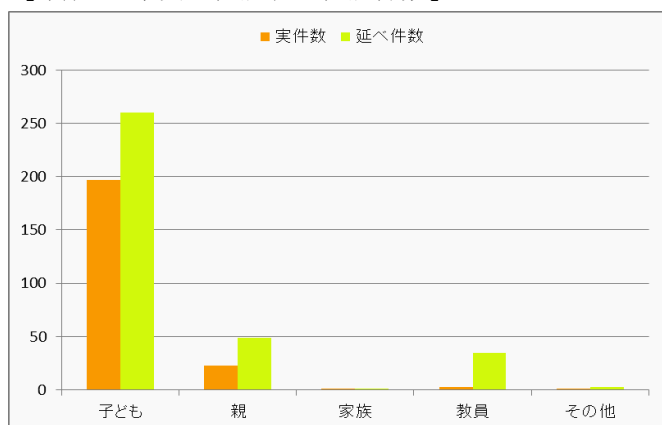


表 2 相談者別相談件数

	子ども	親	家族	教員	その他	合計
実件数	197	23	1	3	1	225
延べ件数	260	49	1	35	3	348

(3) 相談対象者別学年別相談件数

相談者と学年別に相談件数をみると、子どもからの相談は、小学校低学年からの相談が一番多く、概ね年齢が上がる毎に減っていました。親・家族・教員といった子どもたちを見守る方々からの相談は、中学生以降の子どもに関する相談が多くありました。

【平成 29 年度 相談者別と学年別にみた相談件数】

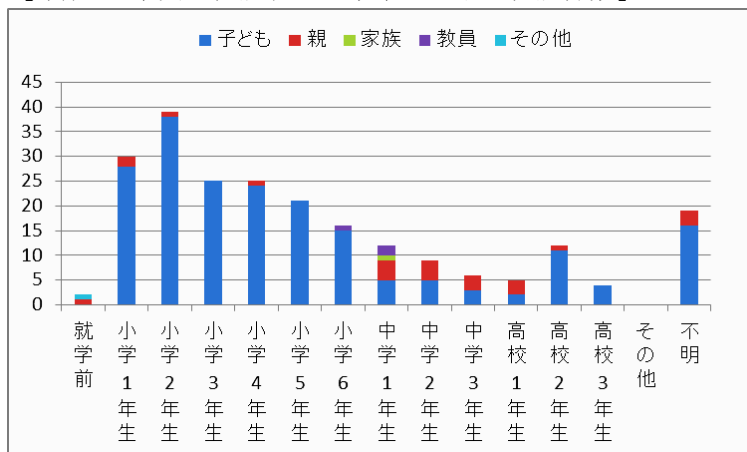


表 3 相談対象者別学年別相談件数 (実件数)

	就学前	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	その他	不明	計
子ども	0	28	38	25	24	21	15	5	5	3	2	11	4	0	16	197
親	1	2	1	0	1	0	0	4	4	3	3	1	0	0	3	23
家族	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
教員	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	2	30	39	25	25	21	16	12	9	6	5	12	4	0	19	225

(4) 継続回数別相談件数

継続回数別に相談件数をみると、実件数の内、約 7 割が 1 回の相談、約 3 割が 2 回以上の相談でした。

【平成 29 年度 継続回数別にみた相談件数】

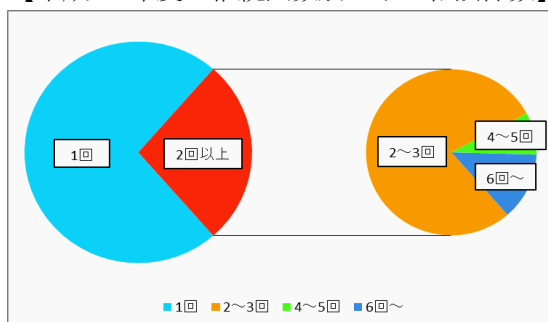


表 4 継続回数別相談件数

	1回	2~3回	4~5回	6回~	計
実件数	164	48	5	8	225
割合	1回 (72.9%)		2回以上 (27.1%)		

(5) 相談内容別相談件数

相談内容別に相談件数をみると、実件数では(2)交友関係の悩み(いじめを除く)が一番多く、次に、(19)家族関係の悩み、(7)心身の悩み、(24)学校生活と続きます。また、(1)いじめや(20)虐待といった緊急性が高い相談もありました。

【平成 29 年度 相談内容別にみた相談件数】

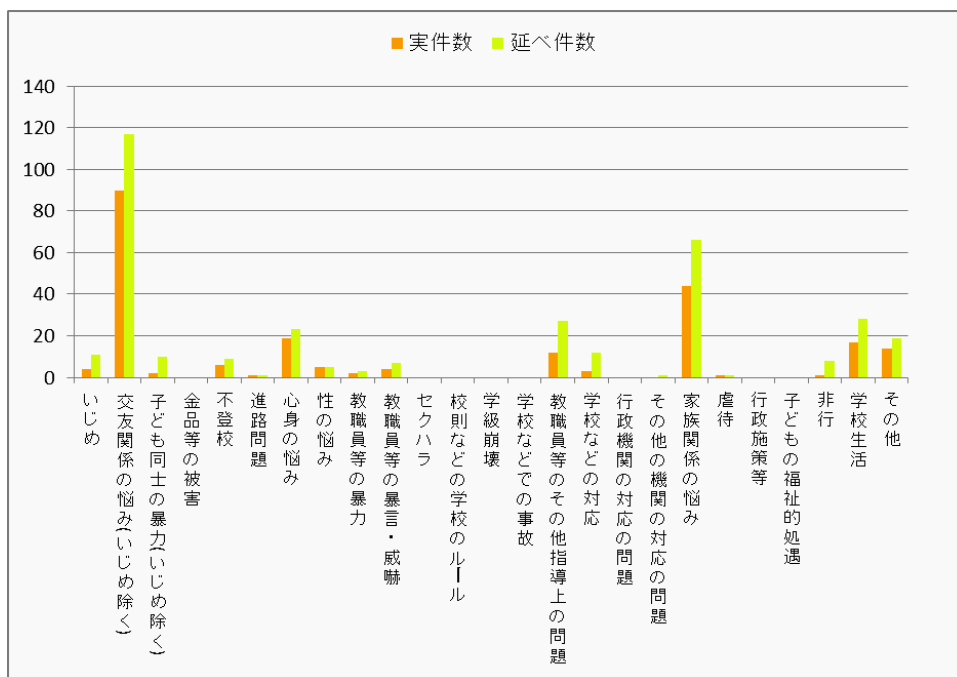


表 5 相談内容別相談件数

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(90)	計
	いじめ	交友関係の悩み(いじめを除く)	子ども同士の暴力(いじめを除く)	金品等の被害	不登校	進路問題	心身の悩み	性の悩み	教職員等の暴力	教職員等の暴言・威嚇	セクハラ	校則などの学校のルール	学級崩壊	学校などでの事故	教職員等のおの他指導上の問題	学校などの対応	行政機関の対応の問題	その他の機関の対応の問題	家族関係の悩み	虐待	行政施策等	子どもの福祉的処遇	非行	学校生活	その他	
実件数	4	90	2	0	6	1	19	5	2	4	0	0	0	0	12	3	0	0	44	1	0	0	1	17	14	225
延べ件数	11	117	10	0	9	1	23	5	3	7	0	0	0	0	27	12	0	1	66	1	0	0	8	28	19	348

(6) 相談者別相談内容別相談件数

相談者と相談内容別に相談件数をみると、子どもからは(2)交友関係の悩み(いじめ除く)と(19)家族関係の悩みについての相談が多くありました。親からは、子どもの交友関係や、学校のこと、家族関係についてなど、幅広く相談がありました。教員からは、交友関係や不登校、家族関係について悩む子どもたちを、どう支えていくのかについての相談がありました。

【平成 29 年度 相談者別と相談内容別にみる相談件数】

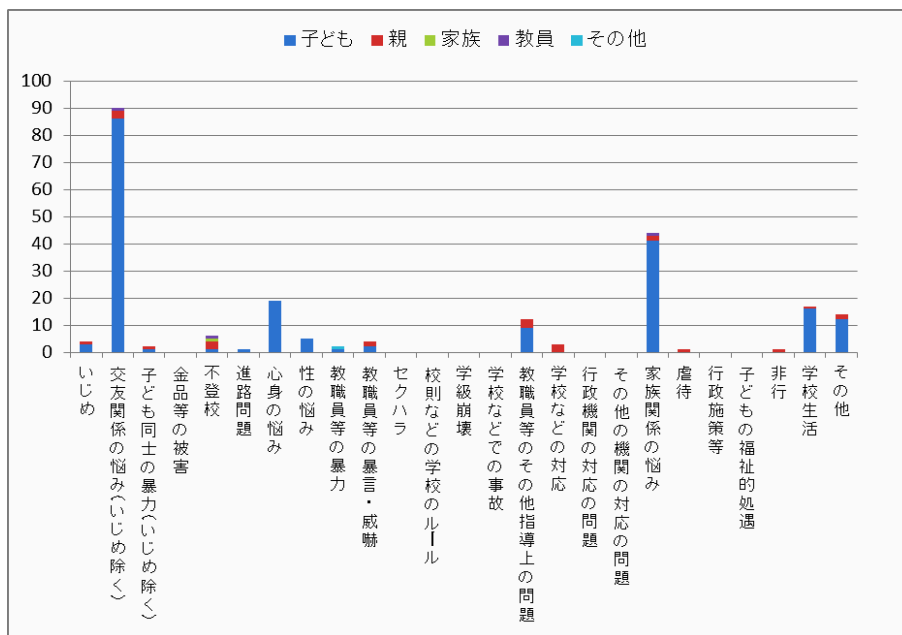


表 6 相談者別相談内容別相談件数 (実件数)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(90)	計
	いじめ	交友関係の悩み(いじめ除く)	子ども同士の暴力(いじめ除く)	金品等の被害	不登校	進路問題	心身の悩み	性の悩み	教職員等の暴力	教職員等の暴言・威嚇	セクハラ	校則などの学校のルール	学級崩壊	学校などでの事故	教職員等のその他指導上の問題	学校などの対応	行政機関の対応の問題	その他の機関の対応の問題	家族関係の悩み	虐待	行政施策等	子どもの福祉的処遇	非行	学校生活	その他	
子ども	3	86	1	0	1	1	19	5	1	2	0	0	0	0	9	0	0	0	41	0	0	0	0	16	12	197
親	1	3	1	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3	3	0	0	2	1	0	0	1	1	2	23
家族	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
教員	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	4	90	2	0	6	1	19	5	2	4	0	0	0	0	12	3	0	0	44	1	0	0	1	17	14	225

(7) 年代別相談内容別子どもからの相談件数

子どもからの相談を年代と内容別にみると、小・中学生の子どもたちからは、(2)交友関係の悩み(いじめ除く)、(19)家族関係の悩みについての相談が多くありました。高校生の子もたちからは、(7)心身の悩み、(19)家族関係の悩みについての相談が多くありました。

【平成29年度 子どもからの相談件数(年代・相談内容別)】

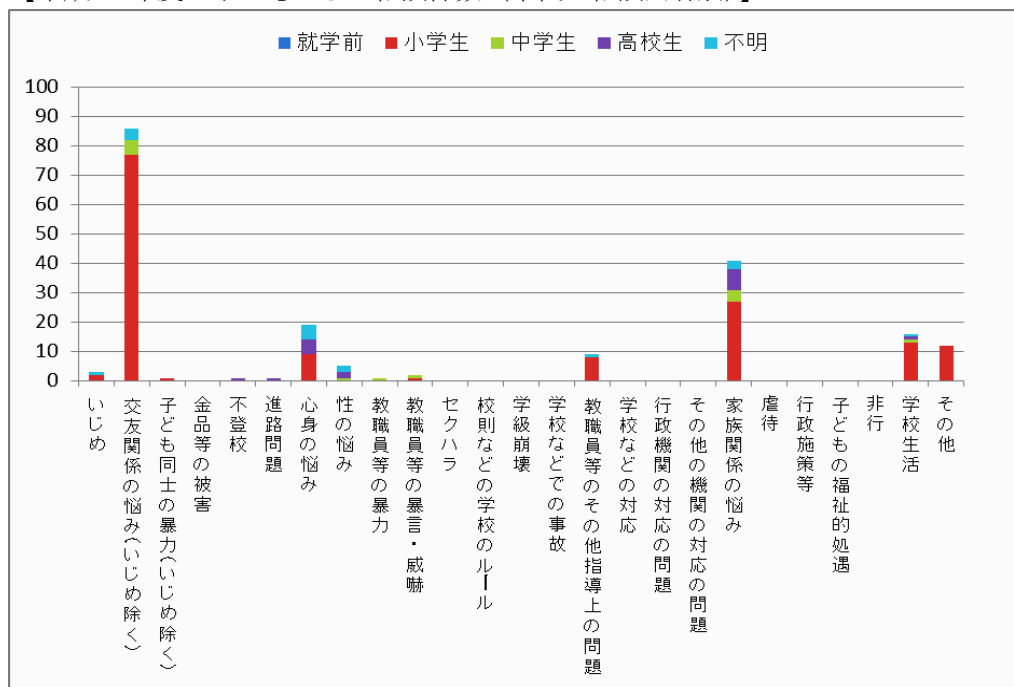


表7 子どもからの相談内容別

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(90)	計	
	いじめ	交友関係の悩み(いじめ除く)	子ども同士の暴力(いじめ除く)	金品等の被害	不登校	進路問題	心身の悩み	性の悩み	教職員等の暴力	教職員等の暴言・威嚇	セクハラ	校則などの学校のルール	学級崩壊	学校などでの事故	教職員等その他指導上の問題	学校などの対応	行政機関の対応の問題	その他の機関の対応の問題	家族関係の悩み	虐待	行政施策等	子どもの福祉的処遇	非行	学校生活	その他		
就学前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学生	2	77	1	0	0	0	9	0	0	1	0	0	0	0	8	0	0	0	27	0	0	0	0	13	12	150	
中学生	0	5	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	0	13	
高校生	0	0	0	0	1	1	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	1	0	17	
不明	1	4	0	0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	17	
合計	3	86	1	0	1	1	19	5	1	2	0	0	0	0	9	0	0	0	41	0	0	0	0	16	12	197	

(8) 相談方法別相談件数

通常相談方法（電話、面接、手紙、FAX）での相談件数は、実件数 86 件・延べ件数 158 件でした。出張相談会での相談件数は、実件数 139 件・延べ件数 190 件でした。

通常相談方法について、電話での相談が一番多く寄せられており、通常相談方法による相談の実件数の約 9 割、延べ件数の約 7 割を占めていました。

※ 通常相談方法とは、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が一般に開放している 4 つの相談方法（電話、面接、手紙、FAX）のことを指します。

※ 出張相談会とは、学校へ出向いて子どもたちの相談を受ける相談会のことです。詳しくは p.31 参照。

表 8 相談方法別相談件数

	電話相談	面接相談				手紙相談	FAX相談	出張相談会		合計
		来所	自宅訪問	学校訪問	その他			面接	手紙	
実件数	76	9	0	0	0	1	0	57	82	225
延べ件数	118	27	0	11	0	2	0	82	108	348

(9) 通常相談月別相談件数

通常相談方法（電話、面接、手紙、FAX）による相談件数の傾向をみるため、通常相談方法による相談件数を抜き出して、分析したものを下に示します。

通常相談による相談件数を月別にみると、初回相談件数（実件数）が寄せられるのは 5～10 月と 2 月が多く、延べ件数が多いのは 5 月、9 月、10 月でした。

【平成 29 年度 通常相談の月別相談件数】

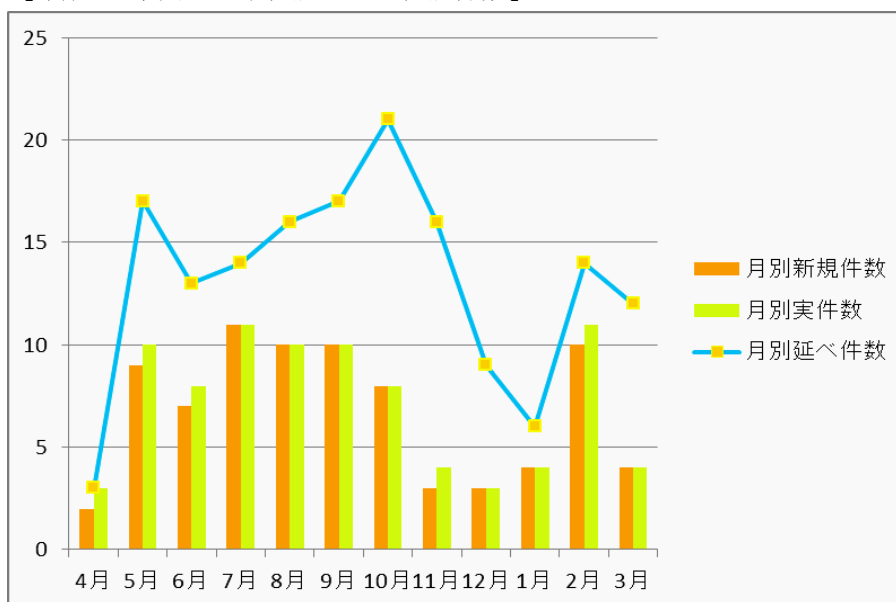


表 9 通常相談月別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月別新規件数	2	9	7	11	10	10	8	3	3	4	10	4	81
月別実件数	3	10	8	11	10	10	8	4	3	4	11	4	86
月別延べ件数	3	17	13	14	16	17	21	16	9	6	14	12	158

(10) 通常相談曜日別相談件数

通常相談による相談件数を曜日別にみると、初回相談件数（実件数）は火曜日に多く寄せられており、延べ件数でみると、概ね週の前半に多く寄せられていました。

【平成 29 年度 通常相談の曜日別相談件数】

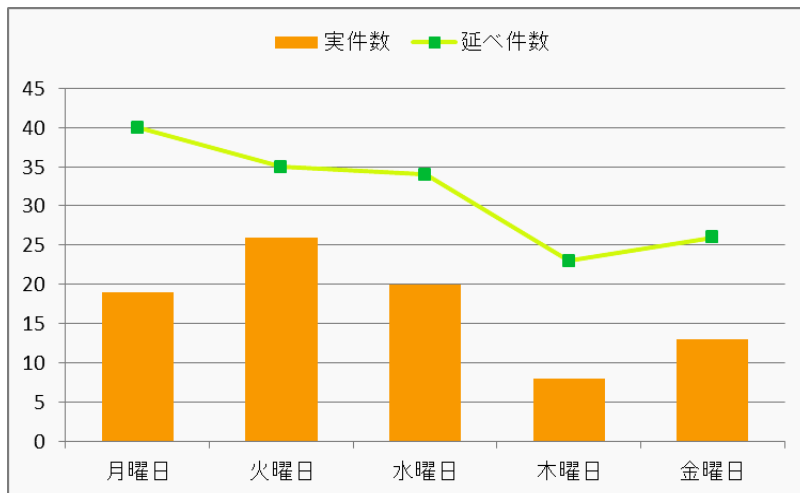


表 10 通常相談曜日別相談件数

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	計
実件数	19	26	20	8	13	86
延べ件数	40	35	34	23	26	158

(11) 通常相談時間帯別相談件数

通常相談方法による相談件数を時間帯別にみると、実件数・延べ件数ともに 16 時台、17 時台に相談が多く寄せられています。

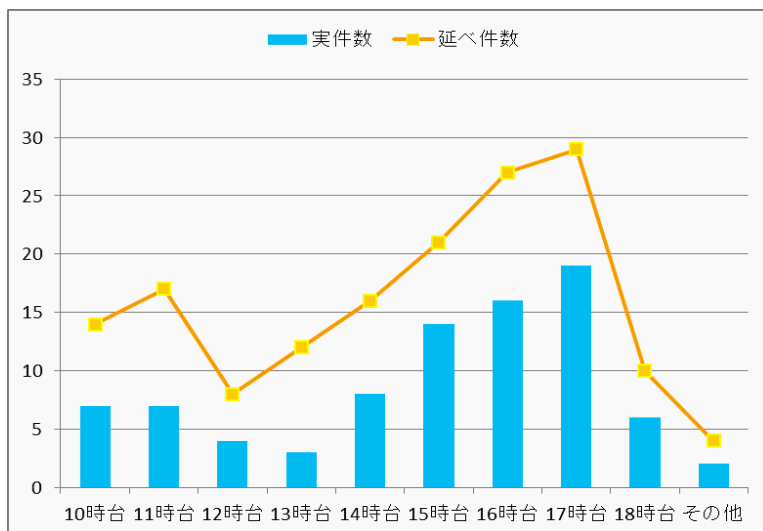


表 11 通常相談時間帯別相談件数

	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	その他	計
実件数	7	7	4	3	8	14	16	19	6	2	86
延べ件数	14	17	8	12	16	21	27	29	10	4	158

(12) 救済申立て・発意件数

平成 29 年度の救済申立て案件はありませんでした。発意案件は 1 件でした。

表 12 救済申立て・発意件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
申立て案件	1	0	0
発意案件	0	1	1

(13) 平成 29 年度の相談の特徴と傾向

① 相談件数の増加

平成 29 年度の相談件数は、実件数 225 件、延べ件数 348 件であり、平成 28 年度と比較すると、実件数 41 件、延べ件数 109 件増加していました。相談方法別にみると、通常相談（電話、面接、手紙、FAX）による相談件数、出張相談会による相談件数共に増加していました。

通常相談件数（電話、来所、手紙、FAX）について、相談対象別にみると、子どもたちからの相談だけでなく、親や教員といった子どもを見守る方々からの相談も増えていました。子どもたちへの広報・啓発活動、出張相談会の実施等により、むなかた子どもの権利相談室が身近な存在として認識してもらっていることに加え、平成 29 年度には市民及び市内の関係機関へ向けての活動報告会を行うなど、大人への広報・啓発にも力を入れていることが影響していると考えられます。

出張相談会について、平成 28 年度は小学校 5 校での実施だったのが、平成 29 年度は小学校 8 校と中学校 2 校で実施することができ、相談件数の増加がみられました。

② 相談の特徴

相談対象についてみると、小学校低学年の子どもに関する相談が一番多く、概ね年齢が上がる毎に、相談件数が減少する傾向にありました。また、中学生・高校生に関する相談は、両親から寄せられることも多く、自立を目指す時期にある子どもたちが、つらい状況にある時、どう支えていくのかを一緒に考えた事例もありました。

相談の継続回数についてみると、約 4 分の 1 が 2 回以上継続する相談でした。その場での解決がむずかしく、相談を重ねたケースや、家族や学校との調整が必要だったケース、以前相談してうまくいった経験をもとに、再度相談してくれるケースもありました。

③ 相談の内容

相談の内容として、子どもたちからは交友関係の悩み、家族関係の悩みが多く寄せられており、次いで心身の悩み、学校生活についての相談が多く寄せられていました。年代別にみると、小・中学生からは交友関係の悩みと家族関係の悩み、高校生からは心身の悩み、家族関係の悩みが多く寄せられており、年代が上がる毎に変化する自分との向き合い方、他人との付き合い方についての相談が多く寄せられていました。

また、いじめ、虐待といった急を要する相談も寄せられており、家族や学校、関係機関との連携・協働を図ったケースもありました。

④ 通常相談（電話、面接、手紙、FAX）について

月別に延べ件数をみると、4 月、12-1 月に相談が少なく、5 月、10 月、2 月に相談件数が急増していました。新年度や新学期への期待を持ちつつ、新たなスタートをきり、しばらく経って疲れが出てくる時期に、悩みが出てきやすいことがうかがえました。

曜日別に延べ件数をみると、週の前半に相談が多い傾向がありました。中でも一番多いのは月曜日であり、休みが明けてすぐに悩みが出てきやすいことがうかがえました。

時間帯別に相談件数をみると、実件数・延べ件数ともに 15 時-17 時台に多い傾向がありました。学校が終わってからの時間に、相談が多いことがうかがえました。

3. 子どもの権利救済・回復活動の実際

(1) 相談・助言・支援

※プライバシー保護のため、内容等は一部変更してあります。

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例① 本人 小学生 家族関係の悩み	<p>【相談の概要】</p> <p>「お母さんが自分ばかり怒る。自分の気持ちを分かってくれない」という相談がありました。</p> <p>【ハッピークローバーより】</p> <p>話を聴いていくと、家の手伝いがきちんとできなくて怒られることが多く、手伝いに時間がとられて友達と遊べないこともあるようでした。家のお手伝いを頑張っている相談者を認め、労いながら相談者のお話をゆっくりと聴いていきました。本人には、母親に自分の気持ちを伝えてほしいとの希望がありましたので、関係機関の協力を得て、相談者の気持ちを母親に知ってもらうことにしました。一方で、母親への支援も必要だと思われたため、関係機関からの支援を継続してもらいました。その結果、親子の関係も少しずつ改善されていきました。</p>
事例② 本人 小学生 いじめ	<p>【相談の概要】</p> <p>「友だちがいじめられている。どうしたらいいですか」という相談がありました。</p> <p>【ハッピークローバーより】</p> <p>「登下校も一緒に仲の良い友達が、複数の子からばかにされたり、廊下でどいてと強く言われる等しており、最近友達がよく保健室に行くようになっていいる。辛い想いを抱えているように思うが、どうしたらいいだろうか」という相談がありました。</p> <p>自分も以前強く言われていたことがあり、友だちの気持ちが分かるため、このことを生活アンケートに書いたことがあると話す等、友だちを思う気持ちが伝わってきました。相談者の友だちへの思いやりを称賛し、「あなたが側にいることが、何よりも心強いことだよ」と伝えると、「今日は勇気をもらいました」と答えてくれました。生活アンケートに書いているということでしたので、まずは先生に対応してもらい、心配なことが残る時には、また連絡をしてもらうことになりました。</p>
事例③ 本人 小学生 交友関係の悩み	<p>【相談の概要】</p> <p>「友だちとうまくやれなくて、学校に行くのがつらくなってきている」と、訪問した学校で相談がありました。</p> <p>【ハッピークローバーより】</p> <p>話を聴いていくと、積極的に話すのが苦手で、友だちとの関わり方がわからないということでした。関わるためのヒントについて考えていくと、担任の先生が間に入って一緒に遊んでくれた時は、友だちと仲良く関わることができ、その後しばらくはうまく関わっていたとのことで、担任の先生の協力が得られればとのことでした。</p> <p>そのため、この子が友だちとうまく関わるよう、見守りとサポートをしてほしいことを担任の先生にお願いし、どのようにサポートしていくのかについて話し合いました。その後、担任の先生の支えもあり、「今は楽しく学校に行けるようになってます」との報告がありました。</p>

相談者 所属 主要内容	相談および調整の内容
事例④ 本人 高校生 学校生活の悩み	<p>【相談の概要】</p> <p>「最近、勉強に対するやる気がなくなっていて、授業を受けるのも学校に行くのもいやになってきている」と電話での相談がありました。</p> <p>【ハッピークローバーより】</p> <p>最近の変化について話を聴く中で、勉強しなければという思いが先走っており、将来の目標がかすんできているという話がありました。目標のための勉強であったはずが、不安や焦りにより、目の前の勉強だけに過剰な注意が向く中で、目標がかすみ、モチベーションを保ち辛くなっていることが考えられました。</p> <p>そのため、将来の目標を立てた経緯に思いを巡らせ、原点に戻る時間や、目の前の勉強への固執を緩和するための運動・気分転換の時間を、定期的に確保することを提案しました。加えて、不安や焦りの緩和のため、肩の力の抜き方についても伝えたところ「原点に戻って、再スタートしてみます」との言葉がありました。</p>
事例⑤ 保護者 小学生 教職員の指導上の問題	<p>【相談の概要】</p> <p>「強い言葉を使う先生がおり、子どもが恐さを抱いてしまっている。どうすればいいだろうか」という保護者からの電話が、同時期に複数件ありました。</p> <p>【ハッピークローバーより】</p> <p>話によると、近くに大きな行事があり、その先生が成功させようと熱を入れているのは分かるが、強い口調で強い言葉を言われることに、子どもたちが恐さを抱いてしまっているとのことでした。「学校と話をしてもらえないだろうか」と複数の訴えがあったことに加え、先生の子どもたちと行事を成功させたいという熱い思いが、強い口調や言葉によって伝わり辛くなってしまうのは、両者にとって良くない事態だと考え、学校と話し合いを行うことにしました。</p> <p>学校側も、その先生の口調や言葉に、熱が入ってきていることは把握をされていたため、行事を成功させたいという熱い思いを子どもたちと共有する方法について、学校と一緒に考え、その内容を先生に伝えてもらうことにしました。</p>
事例⑥ 本人と保護者 中学生 交友関係の悩み	<p>【相談の概要】</p> <p>「最近子どもの様子が気になる。対人関係で悩んでいるようであるが」と、保護者が来談されての相談がありました。</p> <p>【ハッピークローバーより】</p> <p>保護者の話によると、家の中で本人はあまり語らず、急に物に当たる等が出ているようでした。本人の状態や、今必要な関わりについて考えていく中で、保護者から本人の話も聞いてあげてほしいとの話があり、次回以降、本人の希望があれば一緒に来談してほしいことを伝えました。</p> <p>2回目以降、本人も一緒に来談してくれることになったため、本人と保護者の面接を並行して行いました。本人からは、学校での友人関係に対するいらいらが、家で溢れ出してしまうことが語られたため、その日その日の面接で、日常にあった出来事への対処を一緒に考えていきました。回を追うごとに「今まで我慢することが多かったから、いやなことはいやって言いたい」などと葛藤を乗り越えようとする姿や、困った時に周囲にうまく頼る姿が顕著になり、いらいらが家で溢れ出すことも減少していききました。最後の回には「色々あると思うけど、なんとかやっていけそうな気がします。ありがとうございました」という本人の言葉があり、終結となりました。</p>

(2) 救済申し立て・発意

平成 29 年度の救済申し立て案件はありませんでした。発意案件は 1 件ありました（平成 28 年度より継続）。

平成 29 年度の発意案件

概要 平成 28 年度に、宗像市が管理運営を委託している子ども関係施設において、子どもに対する体罰がなされたとの相談がありました。当時相談者からの救済申し立てはありませんでしたが、救済委員 3 人で判断し、発意に基づいて、当該施設を監督する立場にある宗像市に対して調査を行うことにしました。その結果、相談内容のとおり体罰がなされていたことが確認され、宗像市及び当該施設においても重大な権利侵害事案であることが認識されていたことから、再発防止に向けた調整活動を行うことにしました。

経過 宗像市の監督部署職員及び当該施設職員並びに救済委員で、調整の場を設け、子どもに接する職員の権利擁護の意識を高める研修の充実など救済委員が必要とする改善内容を説明し、調整を図ったところ、救済委員が提案する調整内容について同意を得ました。以降、今年度にわたり改善に向けた取り組みを行い、その取り組み状況を子ども権利救済機関に報告を求め、協力してもらうことになりました。

対応 昨年度から発意調査、調整活動を行った結果、当該施設職員の研修や苦情解決仕組み作りなどの改善がなされていること、宗像市の監督部署による再発防止への対策が十分に行われていることが報告、確認されました。本件については勧告又は要請は行わないとの判断をしました。

(3) 救済委員会議報告

回	期日時間	内 容	決 定 事 項
第 1 回	4月11日(火) 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度活動報告書作成について 本年度の救済委員会議の運営について 発意案件について 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 救済委員会議の運営と決定事項の確認
第 2 回	4月25日(火) 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> 活動報告書作成について 本年度の啓発活動・出張相談会について 子ども育成課活動報告 子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> 本年度から全校集会等での啓発活動と出張相談会を隔年、交互に実施する 活動報告書の配布先の確認
第 3 回	5月9日(火) 10:00~12:00 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> 発意案件について 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 発意調査に関する報告について確認
第 4 回	5月23日(火) 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> 活動報告書作成について 本年度の啓発活動及び出張相談会の日程について アンケートの実施について 発意案件について 子ども育成課活動報告 子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> 出張相談会実施要領について承認 本年度、小学校7校、中学校2校で出張相談会を実施する予定 アンケート実施期間6月26日~7月10日。経年変化をみるため、平成30年度まで現行のまま継続し、平成31年度以降については平成30年度に検討する
第 5 回	6月13日(火) 10:00~12:00 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> 宗像市子ども基本条例に基づく市長への報告について 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市長への報告予定日決定
第 6 回	6月27日(火) 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利救済活動報告会について 自由ヶ丘南小学校出張相談会・河東小学校出張相談会の報告 子ども育成課活動報告 子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利救済活動報告会を11月26日(日)に開催する
第 7 回	7月11日(火) 10:00~12:00 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> 玄海小学校出張相談会・自由ヶ丘中学校出張相談会の報告 志免町救済機関と宗像市救済機関との交流について 調整活動案件について 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 宗像市救済機関と志免町救済機関の交流に向けて日程調整をする
第 8 回	7月25日(火) 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利救済活動報告会について はぴくろ通信 vol.8 発行について 子ども育成課活動報告 子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> 11月26日(日)の「子どもの権利救済活動報告会及び児童虐待防止講演会」にて活動報告会を開催する はぴくろ通信 vol.8 の内容確認

回	期日時間	内 容	決 定 事 項
第9回	8月8日(火) 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利救済活動報告会について ・福岡県内の子どもの権利救済機関の交流について ・調整活動案件について ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利救済活動報告会の報告内容 と報告会までのスケジュールを確認
第10回	8月23日(水) 13:30～15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・はびくろ通信 vol.8 発行について ・アンケート結果について ・子どもの権利救済活動報告会について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・はびくろ通信 vol.8 の原稿決定 ・子どもの権利救済活動報告会の報告内容 と発表者の確認
第11回	9月12日(火) 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・志免町救済機関と宗像市救済機関との交流について ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流の日程の確認 ・子どもの権利救済活動報告会の報告内容 の確認
第12回	9月27日(水) 16:00～18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・日の里東小学校出張相談会の報告 ・ワクワク WORK 中学生職場体験の報告 ・はびくろ通信 vol.9 について ・宗像市子どもまつりについて ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・宗像市子どもまつり展示物の確認 ・子どもの権利救済活動報告会の案内チラシ の確認 ・はびくろ通信を幼稚園、保育所、図書館 等、市の公共施設に置くことを以後検討
第13回	10月10日(火) 16:00～18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利救済活動報告会について ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利救済活動報告会における報 告内容と資料の検討
第14回	10月24日(火) 16:00～18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利救済活動報告会について ・吉武小学校・玄海東小学校出張相談会の報告 ・宗像市子どもまつり開催について ・「子どもの権利の日」について ・全国自治体シンポジウム 2017 越前の報告 ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の「子ども基本条例に基づく取り 組み」の日程を次回救済委員会議で配布 し、救済委員に参観して頂く ・子どもの権利救済活動報告会のプレゼン 確認 ・来年度の宗像市全国自治体シンポジウムの分科会では、宗像独自のテーマを設定する
第15回	11月7日(火) 10:00～12:00 16:00～18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・「宗像市子どもの権利の日」の授業について ・子どもの権利救済活動報告会について ・はびくろ通信 vol.9 発行について ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の「子ども基本条例に基づく取り 組み」に、救済委員が参観する日程の確 認 ・はびくろ通信 Vol.9 の発行時期は1月中 旬とする
第16回	11月22日(水) 16:00～18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利活動報告会について ・はびくろ通信 vol.9 発行について ・志免町子どもの権利フェスタの報告 ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告会のプレゼン最終確認 ・はびくろ通信 vol.9 の掲載内容の決定

回	期日時間	内 容	決 定 事 項
第 17 回	12月5日(火) 10:00~12:00 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・市の組織・機構の改編について ・はぴくろ通信 vol.9 発行について ・来年度の全国自治体シンポジウム 2018 宗像について ・日の里西小学校出張相談会の報告 ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・はぴくろ通信 vol.9 の原稿決定 ・来年度の全国自治体シンポジウム 2018 宗像に向けて、準備会を2月に行う
第 18 回	12月20日(水) 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度宗像市子どもの権利救済回復活動報告書の作成について ・発意調査について ・メール相談について ・「子どもの権利救済活動報告会及び児童虐待防止講演会」の振り返り ・東郷小学校出張相談会報告 ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度活動報告書の内容と作成担当の確認。活動報告書の項目を追加 ・今後の救済委員会議検討事項を確認。来年度の全国自治体シンポジウム 2018 宗像に向けた協議もしていく ・メール相談は実施しないことに決定
第 19 回	1月9日(火) 10:00~12:00 16:00~18:00	<ul style="list-style-type: none"> ・全国自治体シンポジウム 2018 宗像について ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国自治体シンポジウム 2018 宗像の全体テーマ、特別分科会テーマ、関連する関係者会議の進行について検討する
第 20 回	1月23日(火) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の総括と30年度に向けて ・平成29年度小中学校の卒業メッセージについて ・全国自治体シンポジウム 2018 宗像について ・発意案件について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・「はぴくろ通信」特別号の原稿と、中学校卒業記念品のデザイン決定 ・平成29年度に初めて卒業生を出す宗像中学校にも配布する ・全国シンポジウム 2018 宗像での報告者を2月の準備会に向けて検討しておく ・宗像市子どもの未来応援計画についての報告
第 21 回	2月6日(火) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の総括と30年度に向けて ・全国自治体シンポジウム 2018 宗像について ・平成30年度版リーフレット・カードについて ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、はぴくろ通信を小学生版と中学・高校生版に分けて発行する ・平成30年度の「宗像市子どもまつり」で、イベントの開催を検討する ・センター名の変更に伴いリーフレットとカードを修正。カードはデザインも変更
第 22 回	2月27日(火) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・全国自治体シンポジウム 2018 宗像準備会 ・平成29年度活動報告書の作成について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国自治体シンポジウム 2018 宗像の全体テーマ、予算、実行委員会スケジュールを確認
第 23 回	3月6日(火) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度活動報告書の作成について ・発意案件について ・事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書の構成を変更
第 24 回	3月20日(火) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・全国自治体シンポジウムについて ・平成29年度活動報告書の作成について ・発意案件について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国自治体シンポジウム特別分科会のテーマは「発達支援による子どもの権利保障」に決定

4. 広報・啓発活動

平成29年度は、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が、子どもの権利救済・回復活動を始めて5年目の年でした。むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を身近に感じてもらえるよう、今年度も小・中・高校生や保護者、教育関係者に向けて、広報・啓発活動を行いました。

今年度は、学校へのリーフレット・カードの配布、児童・生徒へ向けたプレゼンテーションによる啓発活動、定期的な通信の配布、宗像市子どもまつりでの掲示、講演会での活動報告などを行いました。

項目	実施時期	対象等	備考
配布			
リーフレット	4月・5月	市内の小・中学校、宗像高等学校・東海大付属福岡高等学校	全児童生徒に配布（約11000部）
カード	4月・5月		
はびくろ通信 第8号	9月		出張相談会の紹介
はびくろ通信 第9号	1月		出張相談会・救済委員の紹介
はびくろ通信 特別号	3月	市内の中学校を卒業する子どもたち	クリアファイルのデザインを一部変更
クリアファイル			
校内啓発活動			
小・中学校での全校生徒へ向けての啓発活動	随時	市内の小・中学校	啓発スライドを一部変更
むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート調査	6～7月	市内の小・中学校に通う小学5年生と中学2年生	小学5年生915人、中学生830人、計1745人
イベント参加			
宗像市子どもまつりでの掲示	11月	市民等	広報・啓発と“きせかえふくちゃん”の展示
子どもの権利及び児童虐待防止に関する講演会での活動報告	11月	市民等	子どもの権利と相談室の活動について報告
その他の活動			
ホームページ	随時		むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の活動や情報について掲載
「宗像市子どもの権利の日」の授業・活動への参加	11～12月	市内の小・中学校	学校での授業・活動へ参加

(1) リーフレット・カードの配布

新学期始めの4月から5月上旬までに、宗像市内の小学校15校、中学校7校、宗像中学校・宗像高校、東海大付属福岡高校を訪問し、リーフレット及びカードの配布を依頼しました。むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の活動内容と相談方法が共通に浸透するよう、学校で配布する際の説明資料も作成しました。

リーフレットは、表紙にイメージキャラクター「ふくちゃん」を採用した新しいデザインを、平成28年度から継続して使用しました。

カードは、小学生の子どもたちが名札の中（裏側）に入れやすいよう、小さいサイズにし、困ったときにはそれを見ていつでも連絡できるようにしました。また、中学生以上の子どもたちには、生徒手帳に挟んでもらえるよう依頼しました。

配布リーフレット

子どもの権利相談ってどんな人？

こまっている子どもを助けて等ってくれる人です。首をきいて、どうすればよいのかを考えたり、子どものかわりに判断する人たちに気持ちをつたえたりします。

相談はどうやってできるの？

電話での相談
月曜日～金曜日 10:00～16:30
*土日祝日・年末年始は休みです。

来場での相談
学校から帰ってきたあとからでも相談できるよ！

メールでの相談
24時間いつでも相談できるよ！

むなかた子どもの権利相談室

ハッピークローバー

むなかたし 宗像市

子どもしか相談できないの？

大人からも相談できます。学校へ行けない、いじめられているなど、子どもの権利が侵害された時、気軽に相談してください。匿名での相談も可能です。

つらいときはほひどりで悩まないで、気軽に相談してね。親にも先生にもフィッシュにするよ。ヒミツは厳密に守るから、一緒に考えよう。

子ども専用フリーダイヤル

☎ 0120-968-487

※15歳までのお子様の専用ダイヤルだよ。
※お休日は、お休みだよ。
※よるはヒミツ厳守につとめよう。
※お電話ダイヤル 0940-36-9094

〒811-0402 宗像市 一丁目1番1号
宗像市役所1階 宗像市子ども相談センター内
(市役所西側1階 宗像市子ども相談センター内)

TEL: 0942 (宗像市)
むなかた子どもの権利相談室
ハッピークローバー まで

FAX: 0940-37-3046

おくらん みんなに“ひく”をお届けします

宗像市社会福祉課ホームページ
http://www.city.munakata.lg.jp

友だちのこと

- ・ 名前はずれにされた
- ・ 悪口を言われたり、曲がれた
- ・ 友達がいじめにあっている

学校・園のこと

- ・ 学校・園にいさかしくない
- ・ 先生の言葉にきずついた
- ・ 希望で留まっていることがある

家族のこと

- ・ 親の言がおもしろくない
- ・ 家族がけんかはりしている
- ・ 親が気持ち悪くなってこない

からだのこと

- ・ 自分の家が嫌な気がする
- ・ 虐待・放置が気になる
- ・ 自分の家が好きになれない

気持ち

- ・ こはんを食わせてもらえない
- ・ たたかれた
- ・ 変なことをされた

どんなふうに助けてくれるの？

電話で話す
電話相談室は、わからないよ。名前だっていなくてもいいから、気軽に話してね。

相談する
「こんなこと、相談していいのかなー」なんて悩むわいで、まずは話してみよう。

来て話す
ハッピークローバーに直接会いに来てね。
待ってるよ。

一緒に考える
「なにができるの？」「どうしたらいいの？」一緒に考えよう。

調べる
悩みの原因を調べたり、あなたの気持ちを相手に伝える方法を一緒に考えよう。

手紙・FAXで話す
「話を相談するのは、はずかしー」というときは、手紙やFAXでも相談できるよ。

解決
一緒に解決しよう！

※ヒミツは厳密に守るよ！
※親にも先生にもフィッシュにするよ！

あなたの気持ちや悩みを聞いて、どうしたらいいか、一緒に考えよう。

関係機関
内容によっては、関係する人たちに協力をお願いしたりするよ。

配布カード

ひとりでなやまず話してね
名前は言わなくてもいいよ

ハッピークローバー

場所：宗像市役所 子ども相談センター
時間：朝10時～夕方6時30分
(土・日・祝日と年末年始はお休みです)

電話：0120-968-487
(通話料無料) クローバーよつばかな？

- ・ 学校に行くのがつらくありませんか？
- ・ なかまはずれにされていませんか？
- ・ 親や先生や友だちとのかんけいでなやんでいませんか？
- ・ だれかにたたかれたりさわられたりこわい思いをしていませんか？
- ・ 生きているのがつらくありませんか？

「いやだなあ」と思ったときは

(2) 小・中学校での啓発活動

① 啓発用の説明資料の作成

子どもの権利とむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」について理解してもらうために、小・中学生に向けた説明資料（パワーポイント）を作成しました。



平成 29 年度 啓発用プレゼンテーション（一部省略）

② 小・中学校児童生徒への啓発活動

上記の説明資料を用いて、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」について、啓発活動を実施しました。

4月19日（水）の地島小学校での実施を始め、始業式や終業式、生徒総会、人権集会といった全校児童生徒が集まる時間を活用し、宗像市内の小学校9校、中学校4校で啓発活動を行いました。学校の協力もあり、今年度も早い時期に啓発活動を行うことができました。今後、より一層子どもたちの心に届く啓発を目指していきたいと思ひます。



南郷小学校の人権集会での啓発活動

(3) 「はぴくろ通信」の発行

平成29年度は、「はぴくろ通信」第8号を9月、第9号を1月に発行しました。

宗像市子ども相談センター むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

はぴくろ通信

happy clover news

vol. 8
2017年9月号

ハッピークローバーアンケート調査について

今年も小学5年生と中学2年生を対象に「ハッピークローバー」についてのアンケート調査を行いました。協力してくれたみなさん、ありがとうございました！「はぴくろ通信 vol.8」では、ご協力いただいたアンケートの結果をいくつかお知らせします。

子どもの権利を知っている子が増えてきました！

平成28年度よりも、子どもの権利を知っている子どもが増えており、それぞれの権利全てで80%を超えました。子どもの権利、子どもたちが安心してのびのびと生活するために、とても重要なものです。さらに多くの子どもたちが知っているからと、お知らせをしていこうと思います。

みんなが気にしていることは？

筆算以上の子どもたちが、困ったり、悩んでいることがあると答えており、中でも「友達」「自分」についてのことが多いことがわかりました。身近な「友達」「自分」のことに加え、「自分」のことが多い理由として、中学生前後の時期は、ころがぐっと大人になる時期なので、自分について考えたり、自分の気持ちや考えをしっかりともちたいからだと聞かれます。

誰かに相談できるといいことおぼえ！

多くの子どもたちが、困ったり、悩んだりした時は他の人に相談すると答えていました。相談する相手ベスト3は、1位「友達」2位「親」、3位「先生」という結果でした。他にも「きょうだい」「おじいちゃん」「おばあちゃん」「いとこ」などの答えもありました。

相談をするのにも、言葉やエネルギーが必要。ただ、1人で悩みを抱えて、ずっとつらい気持ちでいる時は、1歩踏み出して誰かに話をしてみたり、悩みがすぐに消えることはないかもしれませんが、少しころが軽くなったり、受けてくれる人たちがいることを感じる事ができて、ほっとすることがあります。


<ハッピークローバーについてはこちら>

ハッピークローバーは宗像市役所の中にある、電話・会って話す・手紙・FAXの4つの方法で相談を受け付けていますが、今回のアンケートにおいて、相談できる場所を増やしてほしいという声が多く寄せられていました。一昨年頃から学校で出張相談会をさせているのですが、他の相談場所についても考えていきたいと思っています。

出張相談会のご紹介

今年もこれまで、4つの小学校（自由ヶ丘南小学校、河東小学校、玄海小学校、日の里東小学校）と2つの中学校（河東中学校、自由ヶ丘中学校）で出張相談会を行っていただきました。10月以降も、3つの小学校で実施させていただく予定です。

【出張相談会って？】
ハッピークローバーが学校へお伺いし、子どもたちの話を聞かせてもらう相談会です。子どもたちが慣れ親しんでいる学校において相談会を行っていただくことで、子どもたちが気軽に相談することができるようになります。来てくれた子どもたち、ご協力いただいた先生方、ありがとうございます。



何でも相談コーナー お手紙相談コーナー 遊びコーナー

【どんなことをしたの？】
小学校では、2日間、昼休みの時間に「何でも相談コーナー」「お手紙相談コーナー」「遊びコーナー（けん玉・折り紙・らくちゃんのお絵かきなど）」を設け、子どもたちと触れ合いました。子どもたちの、のびのびとした姿に、私たちの方が元気をもらったように感じます。ハッピークローバーのことを、もっと身近に感じてもらえれば嬉しいです。

はぴくろのちょっと一言

つらいことがあった時、「答えなくて」「ぐるぐる」してしまうことありませんか？なんでもかくなつたの？自分が悪かったのかな？でも、あれはガマンできないなど、ぐるぐるぐるぐる。考えること自体は、負傷者に解決策を、解決方法を探るために必要なことですが、ずっと考えて「ぐるぐる」してしまうと、いやな気持ちや後ろ向きな考えが出てきやすくなり、さらにつらい気持ちになってしまいがち。そんな「ぐるぐる」してしまう時は、誰かに話をしてみたり、それがむずかしい時は少し休んでみて下さい。1人でずっと悩んでおくとますます、ぐるぐるはなかなかおさまれません。茶に出かけたり（遊び・散歩・散歩へ行くなど）、出かけられない時は、友達まで遊びに来て行くとか、お風呂に入るとか、量の中で少し動くだけでもいいかなと思います。気分がすっきりする時期なので、きれいな景色を見に行ったり、遊びや趣味で上手に気分を上げながら、「ぐるぐる」には向き合ってください。

ハッピークローバーでは出張相談会を受け付けています。1人で悩まないで、気軽に相談してください。子ども専用フリーダイヤル ☎ 0120-968-487（通話料はかかりません） 電話相談ができる時間 月～金曜日（土日祝日・年末年始を除く） 朝10時～夕方6時半まで

「はぴくろ通信」第8号

宗像市子ども相談センター むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

はぴくろ通信

happy clover news

vol. 9
2018年1月号

出張相談会

10月以降も、4つの小学校（西沢小学校、玄海東小学校、日の里西小学校、東郷小学校）と2つの中学校（河東中学校、自由ヶ丘中学校）で出張相談会を実施しました。



子どもまつり

今年も11月3日（金）に、宗像ユリックスで『宗像市子どもまつり』が開催されました。ハッピークローバーは、出張相談会で子どもたちに届けてもらった「きせかえらくちゃん」と共に、6～7月に実施した『子どもの権利相談室「ハッピークローバー」』についてのアンケートの結果を一緒に展示しました。

出張相談会で、たくさん子どもたちが悩んでいた

「きせかえらくちゃん」は、それぞれの悩みや悩んでいること、悩んでいる原因や悩んでいることなどがたくさん聞かれました。

出張相談会のご紹介

今年もこれまで、4つの小学校（自由ヶ丘南小学校、河東小学校、玄海小学校、日の里東小学校）と2つの中学校（河東中学校、自由ヶ丘中学校）で出張相談会を行っていただきました。10月以降も、3つの小学校で実施させていただく予定です。

【出張相談会って？】
ハッピークローバーが学校へお伺いし、子どもたちの話を聞かせてもらう相談会です。子どもたちが慣れ親しんでいる学校において相談会を行っていただくことで、子どもたちが気軽に相談することができるようになります。来てくれた子どもたち、ご協力いただいた先生方、ありがとうございます。

【どんなことをしたの？】
小学校では、2日間、昼休みの時間に「何でも相談コーナー」「お手紙相談コーナー」「遊びコーナー（けん玉・折り紙・らくちゃんのお絵かきなど）」を設け、子どもたちと触れ合いました。子どもたちの、のびのびとした姿に、私たちの方が元気をもらったように感じます。ハッピークローバーのことを、もっと身近に感じてもらえれば嬉しいです。

はぴくろのちょっと一言

つらいことがあった時、答えなくて「ぐるぐる」してしまうことありませんか？なんでもかくなつたの？自分が悪かったのかな？でも、あれはガマンできないなど、ぐるぐるぐるぐる。考えること自体は、負傷者に解決策を、解決方法を探るために必要なことですが、ずっと考えて「ぐるぐる」してしまうと、いやな気持ちや後ろ向きな考えが出てきやすくなり、さらにつらい気持ちになってしまいがち。そんな「ぐるぐる」してしまう時は、誰かに話をしてみたり、それがむずかしい時は少し休んでみて下さい。1人でずっと悩んでおくとますます、ぐるぐるはなかなかおさまれません。茶に出かけたり（遊び・散歩・散歩へ行くなど）、出かけられない時は、友達まで遊びに来て行くとか、お風呂に入るとか、量の中で少し動くだけでもいいかなと思います。気分がすっきりする時期なので、きれいな景色を見に行ったり、遊びや趣味で上手に気分を上げながら、「ぐるぐる」には向き合ってください。

ハッピークローバーでは出張相談会を受け付けています。1人で悩まないで、気軽に相談してください。子ども専用フリーダイヤル ☎ 0120-968-487（通話料はかかりません） 電話相談ができる時間 月～金曜日（土日祝日・年末年始を除く） 朝10時～夕方6時半まで

子どもの権利 救済委員のご紹介

ハッピークローバーには、みなさんの相談をきく相談員（久米原義典、中川相頼）と、子どもの権利を守る方法を考える『子どもの権利救済委員』が3人います。今回は救済委員の紹介をします。



大西救済委員からちょっとひとこと テーマ：子どもと睡眠

よく睡眠は「量」「質」「リズム」の3つの面からとらえられます。①「量」-1日10時間前後の長さのことで、年齢に応じて必要な睡眠時間が求められます（表1参照）。②「質」-レム睡眠（深い睡眠）とノンレム睡眠（浅い睡眠）のバランスがとれているか、よくはれた感じがあるのかをいいます。③「リズム」-1日の生活リズムの中で、睡眠のゴールデンタイムと呼ばれる午後10時～午前2時の時間帯に睡眠が深まるといわれます。この3つがバランスよく保たれた状態を「良好な睡眠」といいます。この「良好な睡眠」がとれていないと、生活習慣病の発症を引き起こし、④1日のような精神（心）状態や行動がみられるようになります。特に「リズム」の乱れは、季節の子どもたちにとって遅刻や欠席（不登校）の原因につながる恐れがあります。

表1 必要睡眠時間（目安として）

新生児	16～18時間	中・高校生	8～9時間
乳児	12～15時間	青年期以降	7～8時間
幼児	11～12時間		
小学生	10時間		

図1 良好な睡眠がとれていないことによるみられる精神（心）状態と行動

はぴくろのクイズ

はぴくろのクイズの答えは、らくちゃんに送られたメッセージをみなさんに送るべくお返します。らくちゃんは漢字で「質」と書きます。あわわわハッピー、いいことといった意味です。

ハッピークローバーでは出張相談会を受け付けています。1人で悩まないで、気軽に相談してください。子ども専用フリーダイヤル ☎ 0120-968-487（通話料はかかりません） 電話相談ができる時間 月～金曜日（土日祝日・年末年始を除く） 朝10時～夕方6時半まで

「はぴくろ通信」第9号

また、卒業する中学3年生に向けて、高校生になっても相談ができることを知ってもらうため、「はぴくろ通信」特別号とクリアファイルを卒業式で配布しました。

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」

はぴくろ通信 特別号
happy clover news 2018年3月号

中学校卒業 おめでとう

ご卒業おめでとうございます。
新しい旅立ちの時、未来への夢と希望で胸がいっぱいなのではないでしょうか。
これからも、みなさんの未来が輝いたものであることを願っています。

ハッピークローバーはこれからもあなたを応援します
—宗像市子ども基本条例は18歳までの子どもの権利を守ります—

宗像市には、子どもたちが健やかに成長できる環境を整え、守っていくための「宗像市子ども基本条例」というものがあり、この中で、子どもたちには生まれながらに4つの権利があり、その権利が守られる必要があるとされています。

安心して生きる権利	… 命が守られ、みんなの愛情と理解の中で育つ権利
自分らしく生きる権利	… 個性が大切にされ、自分で考え、判断し、行動できる権利
豊かに育つ権利	… 学んだり、遊んだり、社会のルールを教えてもらえる権利
意見を表明する権利	… 自分の気持ちや考えを表現し、尊重される権利

これから先、嬉しいことも、かなしいことも、たくさんあると思います（自分の権利が守られない時はもちろんかなしい時です）。
ただ、どんな時も、みなさんの側には友だちや家族、先生といった誰かがいることを忘れてください。嬉しい時には喜びを共有し、かなしい時にはそっと話を聞いてくれる、そんな存在が誰にでも必要です。
むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」も、みなさんのそんな存在のひとつになればと思っています。これからも気軽に相談してくださいね。

みなさんに“福”をお届けします!!

〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号
(市役所西館1階 子ども相談センター内)
宗像市公式ホームページ
<http://www.city.munakata.lg.jp>

0120-968-487
月～金 10:00～18:30

イメージキャラクター「ふくちゃん」

「はぴくろ通信」特別号



中学校卒業記念品「クリアファイル」

(4) 宗像市子どもまつりでの展示

宗像市では、11月20日を「子どもの権利の日」と定めており、その前後に、学校や関係機関等で様々な取り組みが行われます。その1つに「宗像市こどもまつり」があります。今年は11月3日（金）に開催され、その中で、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、子どもの権利やアンケート結果についての掲示と共に、出張相談会の中で、子どもたちが描いてくれた“きせかえふくちゃん（ふくちゃんにオリジナルの服を着せてもらうもの）”を展示し、広報・啓発活動を行いました。



ハッピークローバーの紹介



きせかえふくちゃん

(5) 平成 29 年度以降の啓発活動

平成 29 年度からの啓発活動について、宗像市の全小中学校の理解と協力のもと、従来の全校集会等でパワーポイントを用いた啓発を行う学校と出張相談会による啓発を行う学校に分けて行うことになりました。啓発方法については以下の通りです。

- ① 宗像市内の学園（中学校区）を 2 つのグループ（全校集会等での啓発を行うグループ、出張相談会を行うグループ）に分ける。
 - ※ 大島学園および地島小学校においては、全校集会等での啓発を毎年実施する。
 - ※ 啓発の実施時期については、可能な限り一学期に行うのが望ましい。出張相談会は通年可能。
- ② 隔年で、全校集会等での啓発と出張相談会を交互に行う。出張相談会の実施については、学校の希望を優先する。

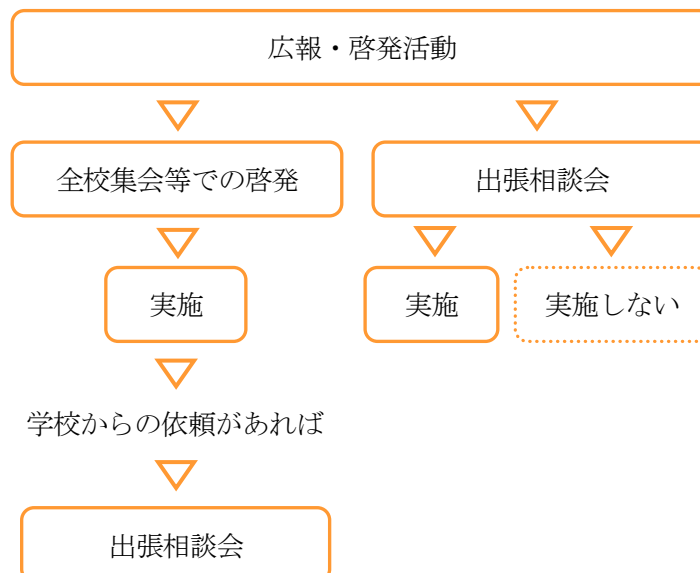
・グループ一覧

A グループ	B グループ
城山学園 宗像の郷「中央学園」 日の里学園	かとう学園 学びの丘学園 玄海学園

・平成 29 年度以降の啓発活動スケジュール

年度	全校集会等での啓発	出張相談会実施
平成 29 年度	A グループ（大島学園・地島小学校を含める）	B グループ
平成 30 年度	B グループ（大島学園・地島小学校を含める）	A グループ
平成 31 年度	A グループ（大島学園・地島小学校を含める）	B グループ

・啓発活動の流れ



(6) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケートの実施

今年度も宗像市内の小学5年生、中学2年生を対象にアンケートを実施しました。アンケートの結果は、宗像市公式サイト「ハッピークローバー」のページで公開しています。また、はぴくろ通信第8号でも結果の一部を紹介しました。

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート

実施時期 平成29年6月26日(月)～7月10日(月)
 対象者 宗像市内の小学5年生939人・中学2年生854人
 回収率 97.3%
 ※ 本報告書の巻末資料(43-48ページ)に調査結果を要約で掲載

(7) 子どもの権利救済活動報告会

① 子どもの権利及び児童虐待防止に関する講演会での活動報告

日時 : 平成29年11月26日(日)
 場所 : メイトム宗像(宗像市市民活動交流館)
 内容 : (第1部) 子どもの権利救済活動報告会

子どもの権利救済委員 小坂昌司 市川雅美 大西良
 子どもの権利相談員 中川誠也 久家房子

(第2部) 講演「子どもの居場所に大切なこと」

講師 西野博之(NPO法人フリースペースたまり場理事長ほか)

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、子どもの権利・回復活動を始めて今年度で5年目になります。そこで、子どもの権利及び児童虐待防止に関する講演会の中で、市民及び市内の関係機関に向けた活動報告会を開催しました。

報告会の内容として、宗像市子ども基本条例、救済機関の仕組み、救済機関の歩み、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の活動報告について、発表を行いました。以下は発表スライドの抜粋です。

宗像市子ども基本条例・救済機関の仕組み

【第1部】
子どもの権利救済活動報告会

宗像市子どもの権利救済委員より
救済機関の歩み
委員 市川 雅美

宗像市子どもの権利救済委員活動

- 月2回の定例会議を実施、事例が発生した場合は随時活動します。その他、啓発(研修)や宗像市子どもまつりなどのイベントにも参加します
- 権利の侵害を受けている子どもについて、子どもとその他関係者から相談を受け、助言または支援をします
- 権利侵害を受けている子どもについて、本人またはその関係者から救済の申し立てを受け、事実の調査または関係者間の調整をします

宗像市子どもの権利救済委員活動

- 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自ら(救済委員)の判断で調査します
- 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度の改善を要請します
- 上記の勧告または要請に対する是正措置または制度等の改善の状況等の報告を求めます

権利の主体は子ども

※子どもが中心：子どもの最善の利益
その子どもと周囲の大人(親、親族、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、関係機関など)との関係を大事にしつつも、子どもの話を聴くことを重視(最優先)

子どもに関わる大人(親、親族、学校等の関係機関の職員)と子どもの権利救済について話し合います

- 家庭児童相談室との連携による家族(親)支援
- 関係機関(発達支援センターなど)と連携した支援

学校との連携の重要性

- 子どもが長い時間を過ごす学校
→ 学校を訪問することで、子どもたちの様子を知ることができる
また、子どもの声を聴く機会になる
- 子どもの人権・権利を前提にした協関係づくり
→ 子どもの権利救済について理解してもらう
出張相談等、学校から子どもが相談できる場を提供してもらっている

救済機関の歩み

【第1部】
子どもの権利救済活動報告会

むなかた子どもの権利相談室
「ハッピークローバー」
子どもの権利相談員 中川誠也

むなかた子どもの権利相談室
「ハッピークローバー」とは？

- ハッピークローバーとは？
- ▶ 権利が侵害されている子どもの「権利を救済・回復すること」を目的に、平成25年4月に設置された第三者独立機関。
- ▶ 『ハッピークローバー』という愛称は、子どもたちからの募集・投票により決定。
- イメージキャラクターの『ふくちゃん』
- ▶ 子どもたちからの募集・投票により決定。
- ▶ 『みんなに“ふく”をお届けします』というメッセージ。

イメージキャラクター『ふくちゃん』

1. 相談活動
相談方法について

- ▶ 子どもを権利を救済・回復するため、子どもたちや関係する方々からの相談を受け付けています。

フリーダイヤル
電話する

出張相談会
会って話す

手紙を書く

FAXする

1. 相談活動
相談件数の推移

年度	新規	延べ
平成25年度	67件	119件
平成26年度	62件	240件
平成27年度	103件	221件
平成28年度	184件	239件
平成29年度	160件	240件

平成29年度(10月までの件数) = 新規 160件、延べ 240件

1. 相談活動
平成28年度相談件数(相談者別・内容別)

初回面談者数
子ども172件、親8件、家族3件、その他1件(計184件)

2. 広報・啓発活動
配布しているパンフレット・カード

- ▶ 年度初めに宗像市内の全小・中学校の生徒に向けて、ハッピークローバーのパンフレットとカードを配布。

パンフレット

カード

2. 広報・啓発活動
はびくろ通信、啓発活動

- ▶ はびくろ通信を、年度の9月と1月に、宗像市内の全小・中学校と高校に配布。
- ▶ 啓発活動は、学校と日程を打ち合わせて実施。

はびくろ通信
(年度の9月と1月に発行)

学校での啓発活動
(今年度は小学校9校・中学校4校で実施)

2. 広報・啓発活動
「ハッピークローバー」の認知度

- 平成29年度のアンケート結果
- 質問：むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を知っていますか？
- ▶ 「知っている」と答えてくれた子どもたちが **97.3%** もいました。

認知度100%を目指して広報・啓発活動を行っていきます。

※ アンケート結果につきましては、宗像市役所のサイト内にある、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」のページに載せておりますので、興味がある方はご覧下さい。

3. 出張相談会
相談会の内容

相談コーナー

お手紙相談コーナー

遊びコーナー

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の活動報告

② 子どもの権利救済活動報告会の感想

参加者のアンケートでは、「よく理解できた」「分かりやすかった」という意見が多数寄せられており、市民及び市内の関係機関の方々に、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の活動や、子どもの権利救済・回復活動について知ってもらうという目的に対して、一定の成果があったと思われます。一方「このような活動があるとは知らなかった」「もっと話を聴きたい」との意見も見られました。

今回、初めてこのような報告会を行ったことで、子どもの権利相談室の活動や、子どもの権利救済・回復活動について知ってもらう貴重な機会になりました。今後も、家族や地域の方々と連携・協働しながら、子どもたちの権利を守り、大人の責務を果たし、子どもにやさしいまちをつくっていくため、広報・啓発に努めていきたいと思えます。

(8) その他の活動

① 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2017 越前への参加

- 日時 : 平成 29 年 9 月 30 日 (土) ~ 10 月 1 日 (日)
場所 : (1 日目) 越前市文化センター
(2 日目) 越前市文化センター、越前市福祉健康センター、越前市立中央図書館
AW-I スポーツアリーナ (武生中央公園総合体育館)
内容 : 全体テーマ「市民自治で創る子どもにやさしいまち」
パネルディスカッション : 「市民自治で創る子どもにやさしいまち」
分科会 : ① 子どもの相談・救済 ② 子どもの虐待防止 ③ 子どもの居場所
④ 子ども参加 ⑤ 子ども計画 ⑥ 子ども条例
⑦ 当事者と支援者がともに創る子ども施策
⑧ 子ども支援者への支援

※ 子どもの権利救済委員 1 人、子どもの権利相談員 1 人、事務局員 1 人、子ども育成課職員 1 人が参加

② 福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会への参加

- 日時 : 平成 29 年 7 月 15 日 (土) / 平成 29 年 10 月 21 日 (土) / 平成 30 年 1 月 20 日 (土)
場所 : 福岡市東市民センター 視聴覚室
内容 : 講演「子どもに寄り添った解決を目指して ~子どもの話を聴くということ~」
講演「当事者の声を聴く ~子ども達の声と視点を大切に~」
講演「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム参加報告

③ 子どもにやさしいまちづくり市民フォーラムへの参加

- 日時 : 平成 29 年 12 月 10 日 (日)
場所 : 福岡市市民福祉プラザ (ふくふくプラザ)
内容 : 「子どもの貧困と子どもの権利 ~子どもたちの未来が奪われないために
今、私たちにできること~」

5. 出張相談会

(1) 出張相談会の活動概要

例年、子どもたちが対象のアンケートで「学校に来てほしい」「相談場所を増やしてほしい」という声が多く挙げられていました。その声に応える形で、平成 27 年度は小学校 1 校、平成 28 年度は小学校 5 校で出張相談会を実施してきました。今年度は、学校の理解と協力のもと、さらに実施校を増やし、中学校も加えた、小学校 8 校と中学校 2 校で実施しました。

① 実施時期

小学校：平成 29 年 6～12 月の内、2 日間昼休みに実施（東郷小のみ 1 日での実施）。

中学校：通年月 1 回実施。訪問日・時間帯については、学校と協議した上で決定した。

② 実施校

自由ヶ丘南小学校、河東小学校、玄海小学校、日の里東小学校、吉武小学校、玄海東小学校、日の里西小学校、東郷小学校、自由ヶ丘中学校、河東中学校の 10 校で実施。

③ 実施者

子どもの権利相談員 2 人、事務局 1 人

④ 実施内容

<小学校>

○ なんでも相談コーナー

・ 悩みを相談できる個別ブースを設営。相談内容が他に漏れないように配慮しました。

○ お手紙相談コーナー

・ 相談ポストとお手紙の用紙を置いておき、手紙でも相談できる機会を確保しました。

・ お手紙に対しては、相談員が返事を書き、相談者に返信しました。

○ 遊びコーナー

・ 子どもたちが、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に親しみがもてる機会となるよう、けん玉、折り紙、「きせかえふくちゃん（イメージキャラクター「ふくちゃん」の着せ替えぬり絵）」などの場を設定しました。

<中学校>

相談員 1 人が学校を訪問し、定例相談日（毎月 1 回）に相談を受けました。

⑤ 取り組み結果

・ 小学校 8 校を合わせて、約 980 人の子どもたちが訪れてくれ、延べ 174 件の相談がありました（面接:66 件 手紙:108 件）。時間が足りずに、相談できなかった子に対しては、後日学校を訪問して、面談の場を設けるようにしました。

・ 中学校は 3 校合わせて、延べ 16 件の相談がありました。

・ 子どもたちからは、友だちや家族のことについての相談が多くありました。周りの人に心配をかけたくなくて、悩みを 1 人で抱え込んでいたという子も相談に来てくれており、相談しやすい環境を作ることができました。

なんでも
相談コーナー



お手紙
相談コーナー



遊びコーナー
折り紙、けん玉
ぬり絵、かるた等



(2) 出張相談会の概況

平成 30 年度に実施した出張相談会において、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に寄せられた相談は下記の通りです。

① 出張相談会年間相談件数

平成 30 年度は小学校 10 校と中学校 3 校で出張相談会を実施しました。実件数は小学校 133 件、中学校 6 件、計 139 件でした。延件数は小学校 174 件、中学校 16 件、計 190 件でした。

表 1 出張相談会年間相談件数

	小学校	中学校	計
実件数	133	6	139
(新規件数)	128	6	134
(継続件数)	5	0	5
延べ数	174	16	190

※ 実件数 : 新規件数に継続件数を加えたもの

※ 新規件数 : 今年度における初回相談の件数

※ 継続件数 : 昨年度以前に相談があった方の、今年度における初回相談の件数

※ 延べ件数 : 総相談件数 (例:1 人の人から 3 回の相談を受けた場合は、実件数 1 件・延べ件数 3 件)

② 出張相談会方法別件数

出張相談会における実件数 139 件・延件数 190 件の相談方法別内訳は以下の通りです。

表 2 出張相談会相談方法別件数

	面接相談	手紙相談	計
実件数	57	82	139
(小学校)	51	82	133
(中学校)	6	0	6
延べ件数	82	108	190
(小学校)	66	108	174
(中学校)	16	0	16

※ 中学校での出張相談会では、手紙相談は実施していないため、相談件数は 0 件となっています。

③ 平成 29 年度との相談方法の実件数割合比較

平成 29 年度と比べて、平成 30 年度においては、面接による相談の割合が大きく増加しており、相談件数全体の約 4 割が面接による相談となっていました。



表 3 出張相談会での相談方法別件数

	面接	手紙	計
平成28年度	31 (26.7%)	85 (73.3%)	116 (100.0%)
平成29年度	57 (41.0%)	82 (59.0%)	139 (100.0%)

④ 学年別相談件数

学年別に相談件数をみると、小学校での出張相談会では小学 2 年生からの相談が一番多く、次いで 1 年生、その後は学年が上がる毎に相談件数が減少するという結果となりました。中学校でも同じく、学年が上がる毎に相談件数が減少するという結果でした。

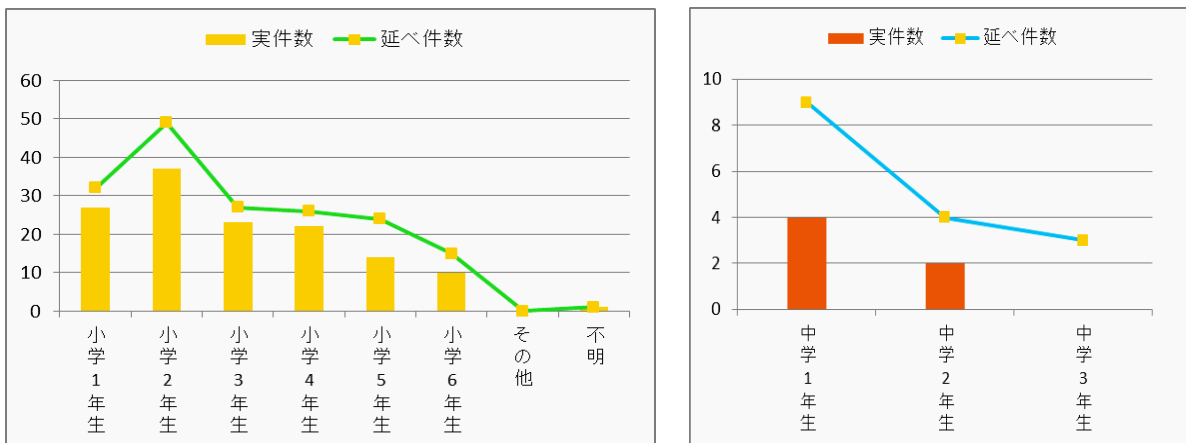


表 4 学年別相談件数

	小学 1 年生	小学 2 年生	小学 3 年生	小学 4 年生	小学 5 年生	小学 6 年生	中学 1 年生	中学 2 年生	中学 3 年生	その他	不明	計
実件数	27	37	22	22	14	10	4	2	0	0	1	139
延べ件数	32	49	27	26	24	15	9	4	3	0	1	190

※ 中学 3 年生の実件数が 0 件で、延べ件数が 3 件なのは、通常の相談方法（電話・来所・手紙・FAX）で初回相談を受けており、出張相談会で継続ケースとして関わったために、この件数となっています。

⑤ 学年別相談方法別相談実件数

小学3年生と小学5年生において、面接相談件数が手紙相談件数よりも多くなっています(中学校でのお手紙相談は実施していません)。また、割合で見ると、小学5年生、小学3年生に次いで、小学6年生において、面接の割合が高くなっています。

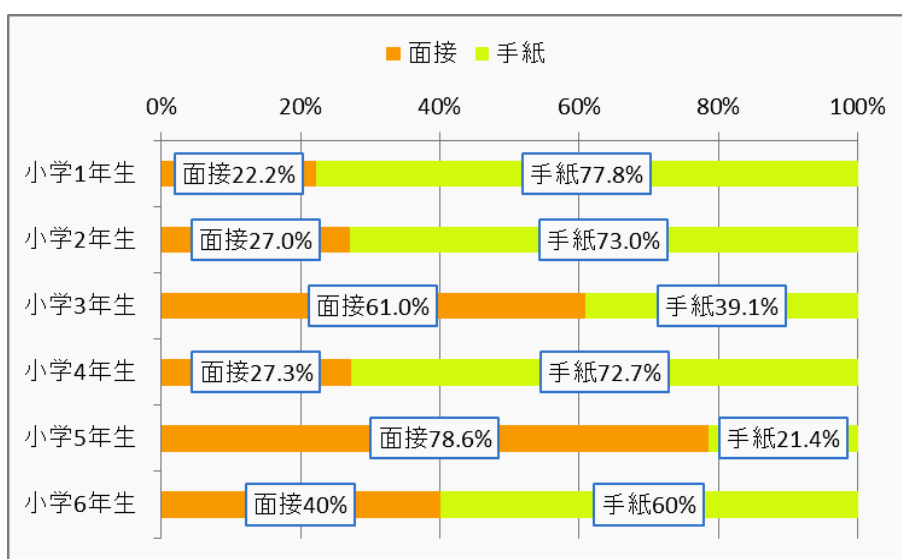
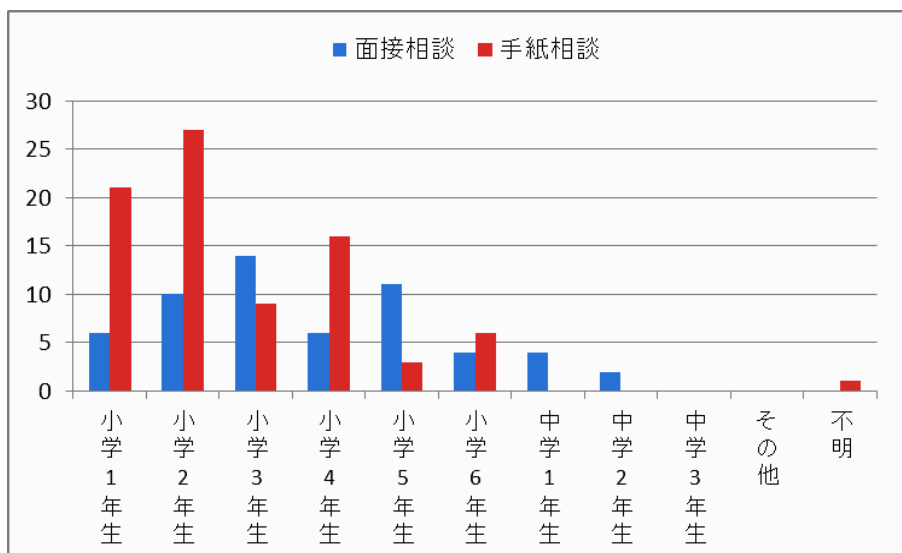


表5 学年別相談方法別相談実件数

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	その他	不明	計
面接相談	6	10	14	6	11	4	4	2	0	0	0	57
手紙相談	21	27	8	16	3	6	0	0	0	0	1	82
計	27	37	22	22	14	10	4	2	0	0	1	139

⑥ 年代別相談内容別相談案件数

小学校では「交友関係の悩み（いじめ除く）」「家族関係の悩み」「学校生活」の相談が多く、中学校では「交友関係の悩み（いじめ除く）」の相談が一番多く寄せられていました。

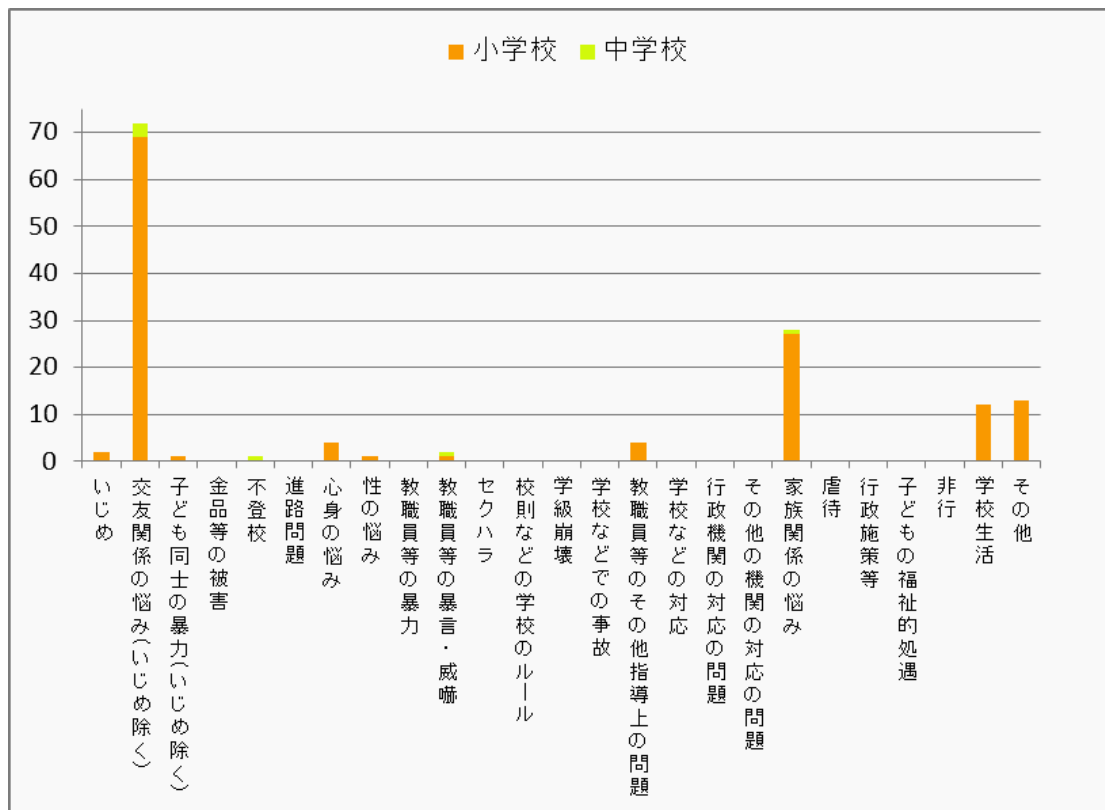


表 6 年代別相談内容別相談案件数

	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み(いじめ除く)	(3) 子ども同士の暴力(いじめ除く)	(4) 金品等の被害	(5) 不登校	(6) 進路問題	(7) 心身の悩み	(8) 性の悩み	(9) 教職員等の暴力	(10) 教職員等の暴言・威嚇	(11) セクハラ	(12) 校則などの学校のルール	(13) 学級崩壊	(14) 学校などでの事故	(15) 教職員等のおしる指導上の問題	(16) 学校などの対応	(17) 行政機関の対応の問題	(18) その他の機関の対応の問題	(19) 家族関係の悩み	(20) 虐待	(21) 行政施策等	(22) 子ども福祉的処遇	(23) 非行	(24) 学校生活	(90) その他	計
小学校	2	69	1	0	0	0	4	1	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	27	0	0	0	0	12	12	133
中学校	0	3	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
計	2	72	1	0	1	0	4	1	0	2	0	0	0	0	4	0	0	0	28	0	0	0	0	12	12	139

6. 平成 29 年度の総括と平成 30 年度に向けて

(1) 平成 29 年度の総括

① 相談活動について

相談件数

- 平成 29 年度は新規件数 215 件、延べ件数 348 件であり、平成 28 年度の件数（新規件数 184 件、延べ件数 239 件）よりも大幅に増加しています。電話・来所による相談件数の増加と共に、出張相談会での相談件数も増加しています。

メール相談

- メール相談については、28 年度から調査・検討を続けてきましたが、相談のしやすさという利点があるものの、相談者の気持ちや意図をメールの文字だけで判断することがむずかしい、勤務時間外での連絡に対して受け答えが遅れてしまうといった課題もあり、加えて、現在の子どもたちがメールという連絡ツールを使わなくなってきたことも考慮すると、メール相談の実施はむずかしいと判断しました。

② 広報・啓発活動について

広報活動

- 市内の小・中学校 22 校に加え、市内の県立中学校 1 校と高校 2 校において、リーフレットとカードを配布しました。
- 年に 2 回、「はびくろ通信」を発行（vol.8・9）し、市内の小・中・高校に配布しました。また、それ以外の方たちにも、「ハッピークローバー」を周知してもらえよう、宗像市の公式ホームページに開設されている「ハッピークローバー」のサイト内に「はびくろ通信」を掲載しました。
- 中学校を卒業する子どもたちへ「はびくろ通信」の特別号と、「ハッピークローバー」の電話番号が記載されている、クリアファイルを記念品として配布しました。

啓発活動

- 学校からの協力を得て、全校朝礼や全校集会など、全校生徒が集まる時間を活用し、子どもの権利や子どもの基本条例について、啓発活動を行いました。
- 啓発活動の実施方法について、昨市内の小・中学校を「全校集会等で啓発を行う学校」と「出張相談会による啓発を推奨する学校」の 2 グループに分類し、隔年で交互に啓発活動を行うようにしました。

③ 出張相談会について

実施校数・実施時期・相談件数

- 平成 29 年度は、小学校 8 校・中学校 2 校で実施しました。実施時期は、小学校は 6 月に 3 校、9 月に 1 校、10 月に 2 校、11 月に 1 校、12 月に 1 校行い、中学校は各校概ね月に 1 回行いました。
- 出張相談会での相談延べ件数は、小学校で面接相談 66 件、手紙相談 108 件、中学校

で面接相談 16 件でした。

出張相談会の効果

- 「市役所まで遠い」「電話がない」といった物理的な要因、「知らない所に 1 人で行くのは不安」「相談している姿をみられたくない」といった心理的な要因等から、来所や電話での相談に抵抗があるという子どもたちはまだまだ多いと思います。しかし、子どもたちの生活する学校という場に出向くことで、たくさん子どもたちが相談に来てくれており、子どもたちが日々抱え込んでいる悩みを話すためのきっかけになれたのではないかと思います。また、出張相談会での相談から、後の面接相談につながり、そこで本当の悩みについて話し始めた子もいて、子どもたちの悩みにつながるための土壌作りにもなりました。

中学校へ出張相談会

- 今年度から小学校での実施と同時に、中学校 2 校で出張相談会を試行的に実施しました。中学生の発達段階を考慮し、概ね月 1 回継続して行う方法を取り、相談会の日程に関するチラシの事前配布を行いました。通年、相談会を行ったことで、相談に継続して来てくれた子もいました。

④ むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」のアンケート結果について

- 「ハッピークローバー」の認知度はさらに伸び、宗像市の子どもたちに広く認知されていることがうかがえました（28 年度 96.2%→29 年度 97.3%）。毎年広報・啓発活動を行ってきたことや、出張相談会の実施が高い認知度につながっていると思われます。
- 「宗像市子ども基本条例」の認知度は 56.2%、「子ども救済制度」の認知度は 53.4%と、条例と制度の認知度は約半分に留まりました。
- 「ハッピークローバー」にしてほしいことについて、「いじめや差別をなくしてほしい」「イベント（授業・講演会を含む）をしてほしい」「相談場所を増やしてほしい」といった声が多くありました。

⑤ 「宗像市子どもの権利の日」の活動・授業への参画

- 今年も宗像市子どもの権利の日の前後に、市内の小・中学校において、子どもの権利にちなんだ様々な活動・授業がとり行われました。「ハッピークローバー」からは、子どもの権利救済委員が活動・授業に参加しました。

⑥ 活動報告会の開催について

- 平成 29 年度は「むなかた子どもの権利相談室」が設置されてから 5 年という節目の年であり、市民及び市内の関係機関に向けた活動報告会を開催しました。報告会では、宗像市子ども基本条例についての説明と、活動内容・状況についての報告を行い、参加者からは、いろいろな意見や質問をいただきました。

(2) 平成 30 年度に向けて

① 相談・救済活動について

相談活動

- 電話・来所での相談件数が増加していることから、今までの活動の積み重ねにより、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が、子どもたちにとって身近な存在になってきているように思われます。今後も、自分の権利が侵害されていると感じ、つらい思いをしている時、誰かに相談ができる、その一端を担えるよう、子どもたちが相談しやすい環境づくり、相談の質の向上について検討していきます。

② 広報・啓発活動について

広報活動

- 「はぴくろ通信」について、配布する対象が小学 1 年生～高校 3 年生と幅があるため、平成 30 年度からは「はぴくろ通信」を小学生版と中学・高校生版に分けて発行します。
- 平成 29 年度は「宗像市子どもまつり」において、「ハッピークローバーの紹介」や小学生の子どもたちが出張相談会で描いてくれた「イメージキャラクターのぬり絵」などを展示しました。平成 30 年度は、展示と併せて、子どもたちと触れ合えるようなイベントの開催を検討します。

啓発活動

- 市内の小・中学校を「全校集会等で啓発を行う学校」と「出張相談会による啓発を推奨する学校」の 2 グループに分類し、隔年で交互に行う方法で実施していきます。

③ 出張相談会について

実施校数

- 学校のご理解・ご協力もあり、出張相談会の実施校数を年々増やすことができています。今後も出張相談会を推奨する学校グループに、出張相談会を希望する学校を加えた形で出張相談会を行っていきます。

中学校での実施

- 中学校で試行的に出張相談会を実施した所、様々な課題が見えてきました。今後、学校と実施方法について検討しながら実施していきます。

④ アンケートについて

アンケート結果による改善

- 「宗像市子ども基本条例」と「子どもの権利救済制度」の認知度の低さに関して、条例・制度といった言葉は、子どもたちに馴染みがないことが影響していると思われます。しかし、私たちは条例・制度の名前を覚えてもらうことよりも、その内容の部分である「子どもたちが守られ、権利を侵害されている時には助けてもらえる環境があること」を知ってもらい、「ハッピークローバー」をより身近な存在にしていく必要

があると考えます。経年変化をみるため、現在のアンケートを平成 30 年度（第 5 回）までは対象・実施時期・内容を変更せず実施する予定です。平成 31 年度以降のアンケートについては、検討していきます。

⑤ 「宗像市子どもの権利の日」の活動・授業への参画

- アンケートにおいて、「いじめや差別をなくしてほしい」「イベント（授業・講演会を含む）をしてほしい」という声があったことから、いじめや差別を含めた権利侵害をなくしていくための、授業・講演会といった活動について検討していきます。

⑥ 全国自治体シンポジウム 2018 宗像の開催について

- 平成 30 年度に「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2018 宗像を宗像市で開催します。このシンポジウムの趣旨は、①自治体関係者と研究者等の専門家が連携・協力をしながら、子ども施策（子ども関係の法制度および政策・事業を含む）についての情報・意見交換、②自治体職員や専門家の子ども施策に関する研修の機会の提供、③日本における「子どもにやさしいまち」の推進・ネットワークの構築です。全国の自治体や専門家、そして、地域の皆様方と共に、子どもの権利・子どもにやさしいまちづくりについて考えます。

7. 子どもの権利救済委員からのメッセージ

子どもの権利を大人が知ること～救済委員活動を通じて～

市川 雅美 救済委員

子どもの権利救済委員を努めさせていただき、平成 29 年度で 5 年目になります。宗像市のように「子どもの権利」「子どもにやさしいまち」「大人の責務」といった子ども基本条例がある自治体は、全国的にまだ少ないのですが、この宗像市では、子ども基本条例が着実に定着し、発展していると思います。むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が 6 月から 7 月にかけて市内の小学 5 年生、中学 2 年生を対象に行ったアンケートの結果からは、「ハッピークローバー」が子どもたちに広く認知されていることが分かりますし、子どもからの相談件数の多さからは、子どもたちにとって身近な存在として認識してもらえていると感じます。小・中学校と連携し、『宗像市子どもの権利の日（11 月 20 日）』における子どもの権利学習や、啓発活動、出張相談会も奏功できています。

月に 2 回行っている救済委員会会議では、いつもさまざまなことを話し合います。子どもからの相談や、親からの相談については、救済委員、相談員らと具体的にどのように進めていくか悩み、葛藤の連続ですが、子どもを中心に据えた解決方法を生み出すよう努めています。ここで大事なのは、“子どもの権利を守る”ためには“その子どもに関わる大人と協働・連携することが重要”ということです。

子どもの権利救済活動といっても、子どもから直接お話が聴けるとは限りません。もちろん、子どもの声を聴くことは最優先ですが、その子どもに関わっている大人（両親、ご家族、学校の先生など）からお話をお伺いしつつ、今、当該の子どもがどのような状況にあるかを想像し、どのような支援をしていくのか、どこの機関（大人）と連携していくのかを柔軟に考えていきます。

また、これは子どもに直接関係している大人だけが対象ではありません。平成 29 年度の 11 月に、初めて子どもの権利救済活動報告会をさせていただきました。宗像市の市民や子どもに関わる関係機関の方など、たくさんの方が参加してくださり、短い時間ではありましたが、「こうした活動があることをほとんど知らなかった」「この仕組みをより進めてほしい」といった感想や意見を多数いただきました。参加してくださったことはもちろん、このように興味関心をもっていただけたことを大変うれしく思いました。

国連子どもの権利条約に基づく「子どもにやさしいまちづくり」は子どもだけが享受するものではなく、大人にとっても「やさしいまちづくり」を目指すものです。より多くの大人が「大人の責務」として、いえ、堅苦しく考えずに、「子どもの権利」を知っていただき、子どもも大人も共に「子どもにやさしいまちづくり」を進めていけるような救済委員活動を改めて考えている今日この頃です。

最後に、むなかた子どもの権利相談室の相談員、事務局の皆さま、また学校職員、関係者の皆さま、大変感謝申し上げます。

「子どもの権利」を常に意識した1年を振り返って

大西 良 救済委員

今年度（平成29年度）4月から宗像市子どもの権利救済委員を務めております。

今、ようやく1年が経とうとしています。

正直に言って、子どもの権利救済委員に着任した当初は、私自身が担うべき使命や社会的役割について、とてもおぼろげなものでした。そのため、毎月2度行われる子どもの権利救済委員会議に参加していても、「何を発言すればいいんだろう」や「これでいいのかな」などの不安も大きく、会議中とても緊張していたことを思い出します。

これまで「子どもの権利」について、私なりに調べたり、勉強したりしていましたが、実際に子どもの権利救済委員として、真摯に「子どもの権利」と向き合い、そして子どもの人権について考える中で、改めて子どもの権利について深く考え、学ぶ機会をいただきました。このような機会をいただけたことに、心から感謝したいと思います。

近年、子どもたちが直面する貧困（生活困窮）の実態や貧困による不利の連鎖、いわゆる「子どもの貧困」問題に社会的な注目が集まっています。現代社会がつくりだす格差や貧困、またそれによって生じる差別や偏見は、様々な“生きづらさ”と“傷つき”を生み、子どもたちの心と生活を深く蝕んでいきます。

この問題に対して、私たち大人は何ができるのでしょうか？そしてまた、社会は何をすべきなのでしょう？

「宗像市子ども基本条例」では、①安心して生きる権利、②自分らしく生きる権利、③豊かに育つ権利、④意見を表明する権利を「子どもの権利」として掲げています。

この4つの権利を社会全体で如何にして保障していくか、また、どのようにして「子どもの権利」を社会的な関心として高めていくかなど、これから取り組むべきことは多くありますが、子どもの最善の利益が保障され、子ども一人ひとりが尊重される社会、つまり「子どもにやさしいまち」の実現に向けて、子どもの権利救済委員としてこれからも役割を果たしていきたいと思えます。

宗像市に、子どもの権利救済機関が誕生して、もうすぐ5年目を迎えます。人に例えると、5歳児なので“自我”が大きく育ち、心身の機能も発達する時期です。

ぜひ、この宗像市の子どもの権利救済機関を、皆さんの手で優しく、そして時には厳しく育ていただけると幸いです。

子どもたちがすくすくと成長するように、宗像市の子どもの権利救済機関もたくましく育っていくことを願って。

平成29年度 むなかた子どもの権利相談室 「ハッピークローバー」についてのアンケート結果

実施期間 : 平成29年6月27日(月)から7月11日(月)

対象者 : 宗像市内の小学5年生 868人 中学2年生 792人

質問1

宗像市には、子どもの権利を守るための「宗像市子ども基本条例」があることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入
全体	56.2% (63.2%)	43.5% (36.4%)	0.3% (0.4%)
小学5年生	46.9% (57.0%)	52.7% (42.7%)	0.4% (0.3%)
中学2年生	66.4% (70.3%)	33.4% (29.3%)	0.2% (0.4%)

※()内の数字は、平成28年度のアンケート結果を記載

全体の56.2%の子どもたちが、宗像市子ども基本条例を「知っている」と回答していました。
平成28年度と比較すると、小学5年生・中学2年生共に「知っている」と回答した子が減少していました。

質問2

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を知っていますか？

	知っている	知らない	無記入
全体	97.3% (96.2%)	2.4% (3.4%)	0.3% (0.4%)
小学5年生	98.3% (95.8%)	1.4% (3.9%)	0.3% (0.3%)
中学2年生	96.3% (96.7%)	3.5% (2.9%)	0.2% (0.4%)

※()内の数字は、平成28年度のアンケート結果を記載

全体の97.3%の子どもたちが、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を「知っている」と回答していました。
平成28年度と比較すると、小学5年生・中学2年生共に「知っている」と回答した子が増加しており、「ハッピークローバー」が子どもたちに広く認知されていることがわかります。

質問3

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が、宗像市役所の中にあることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入
全体	66.6% (71.9%)	33.2% (32.0%)	0.2% (0.2%)
小学5年生	57.6% (67.8%)	42.0% (32.0%)	0.4% (0.2%)
中学2年生	76.5% (76.4%)	23.5% (23.3%)	0.0% (0.3%)

※()内の数字は、平成28年度のアンケート結果を記載

全体の66.6%の子どもたちが、宗像市役所の中にあることを「知っている」と回答していました。
平成28年度と比較すると、小学5年生に減少がみられました。相談室の場所を知ってもらうための広報・啓発を行っていききたいと思います。

質問4

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、自分の名前を言わなくても相談できることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入
全体	85.7% (81.5%)	14.0% (18.2%)	0.3% (0.3%)
小学5年生	82.7% (78.5%)	16.6% (21.2%)	0.7% (0.3%)
中学2年生	88.9% (84.9%)	11.1% (14.9%)	0.0% (0.2%)

※()内の数字は、平成28年度のアンケート結果を記載

全体の85.7%の子どもたちが、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」へは匿名で相談ができることを「知っている」と回答していました。
平成28年度と比較すると、小学5年生・中学2年生共に増加していました。

質問5

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、フリーダイヤル（無料）で電話相談ができることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入
全体	82.6% (81.9%)	17.2% (17.9%)	0.1% (0.2%)
小学5年生	78.1% (77.6%)	21.6% (22.2%)	0.2% (0.2%)
中学2年生	87.6% (86.7%)	12.4% (13.2%)	0.0% (0.1%)

※（）内の数字は、平成28年度のアンケート結果を記載

全体の82.6%の子どもたちが、フリーダイヤル(無料)で相談できることを「知っている」と回答していました。平成28年度と比較すると、小学5年生・中学2年生共に、若干増加していました。

質問6

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、相談したことを親にも先生にも秘密にしてくれることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入
全体	82.5% (83.4%)	16.8% (16.2%)	0.6% (0.4%)
小学5年生	79.2% (80.8%)	19.6% (18.9%)	1.2% (0.3%)
中学2年生	86.1% (86.4%)	13.9% (13.2%)	0.0% (0.4%)

※（）内の数字は、平成28年度のアンケート結果を記載

全体の82.5%の子どもたちが、相談内容を秘密にすることを「知っている」と回答していました。平成28年度と比較すると、小学5年生・中学2年生共に、若干減少していました。安心して相談できる場と思ってもらえるよう、さらに広報・啓発を行っていきたいと思います。

質問7

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」には、子ども救済制度があることを知っていますか？（救済制度とは、困っている、助けてほしいと思った時にみなさんと一緒に考えたり、みなさんの意見を親や先生に伝えたりする仕組みのことです）

	知っている	知らない	無記入
全体	53.4% (50.5%)	46.4% (49.3%)	0.2% (0.2%)
小学5年生	52.8% (50.4%)	46.9% (49.5%)	0.3% (0.1%)
中学2年生	54.0% (50.5%)	45.9% (49.2%)	0.1% (0.3%)

※（）内の数字は、平成28年度のアンケート結果を記載

全体の53.4%の子どもたちが「知っている」と回答していました。平成28年度と比較して、小学5年生・中学2年生共に増加していましたが、まだ約半数の子どもが「知らない」と回答しています。“制度”という言葉は、子どもたちにとってあまり馴染みのない言葉だと思われ、広報・啓発の工夫が必要だと思われま。

質問8

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が、子どもたちに配っているカードを持っていますか？

	持っている	持ってない	無記入
全体	69.5% (70.3%)	30.5% (29.6%)	0.1% (0.1%)
小学5年生	83.9% (80.9%)	16.1% (19.1%)	0.0% (0.0%)
中学2年生	53.5% (58.6%)	46.4% (41.3%)	0.1% (0.1%)

※（）内の数字は、平成28年度のアンケート結果を記載

全体の69.5%の子どもたちがカードを持っていると回答していました。小学校では名札の裏にカードを入れてもらえるようアナウンスをしていることもあって、小学5年生の「持っている」と回答した子は8割を超えています。が、中学2年生では5割強に留まり、中学生にどのようにカードを持っていますかというかが課題です。

質問9

子どもには「安心して生きる権利」があることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入
全体	84.6% (82.6%)	15.3% (17.0%)	0.1% (0.4%)
小学5年生	84.8% (82.2%)	15.1% (17.4%)	0.1% (0.4%)
中学2年生	84.3% (83.2%)	15.5% (16.6%)	0.1% (0.2%)

※ ()内の数字は、平成28年度のアンケート結果を記載

全体の84.6%の子どもたちが、「安心して生きる権利」を「知っている」と回答していました。平成28年度と比較すると、小学5年生・中学2年生共に増加していました。

安心して生きる権利は、子どもたちがどのようなものからも虐げられることなく、安心して生きることを保障するものです。さらに周知をしていきたいと思います。

質問10

子どもには「自分らしく生きる権利」があることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入
全体	85.3% (83.2%)	14.3% (16.5%)	0.4% (0.3%)
小学5年生	84.9% (82.9%)	14.8% (16.8%)	0.3% (0.3%)
中学2年生	85.8% (83.6%)	13.7% (16.2%)	0.5% (0.2%)

※ ()内の数字は、平成28年度のアンケート結果を記載

全体の85.3%の子どもたちが「自分らしく生きる権利」を「知っている」と回答していました。平成28年度と比較すると、小学5年生・中学2年生共に若干の増加がみられます。

自分らしく生きる権利は、個性や特徴は尊重されるものであり、自分らしく生ることを保障するものです。さらに周知をしていきたいと思います。

質問11

子どもには「豊かに育つ権利」があることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入
全体	83.9% (82.4%)	15.9% (17.2%)	0.2% (0.4%)
小学5年生	82.8% (82.2%)	16.9% (17.4%)	0.2% (0.4%)
中学2年生	85.1% (82.6%)	14.7% (17.0%)	0.2% (0.4%)

※ ()内の数字は、平成28年度のアンケート結果を記載

全体の83.9%の子どもたちが、「豊かに育つ権利」を「知っている」と回答していました。平成28年度と比較すると、小学5年生・中学2年生共に増加がみられます。

豊かに育つ権利は、社会のルールを学んだり、勉強をしたり、遊んだりすることを保障するものです。さらに周知をしていきたいと思います。

質問12

子どもには「意見を表明する権利」があることを知っていますか？

	知っている	知らない	無記入
全体	80.2% (78.0%)	19.3% (21.5%)	0.5% (0.5%)
小学5年生	80.7% (79.4%)	18.8% (20.0%)	0.5% (0.6%)
中学2年生	79.8% (76.4%)	19.9% (23.2%)	0.4% (0.4%)

※ ()内の数字は、平成28年度のアンケート結果を記載

全体の80.2%の子どもたちが「意見を表明する権利」を「知っている」と回答していました。平成28年度と比較すると、小学5年生・中学2年生共に、増加していました。

意見を表明する権利は、自分の気持ちや考えを表現したり、話し合いの場に参加したりすることを保障するものです。さらに周知をしていきたいと思います。

質問13

あなたは今、どんなことで悩んだり、困ったりしていますか？

	友だち	先生	家族	勉強	自分	その他	無い	無記入
全体	13.1% (14.1%)	2.3% (2.6%)	5.0% (6.6%)	17.1% (20.0%)	10.9% (12.6%)	4.0% (4.0%)	45.7% (38.3%)	1.9% (1.8%)
小学5年生	15.8% (15.2%)	2.0% (1.6%)	5.8% (7.6%)	14.0% (15.9%)	12.1% (12.3%)	3.2% (2.2%)	45.5% (43.6%)	1.6% (1.6%)
中学2年生	10.2% (13.0%)	2.7% (3.6%)	4.1% (5.6%)	20.4% (24.0%)	9.7% (12.9%)	4.8% (5.8%)	46.0% (33.1%)	2.2% (2.1%)

※ ()内の数字は、平成28年度のアンケート結果を記載

小学5年生45.5%、中学2年生46.0%の子どもたちが「悩みがない」と回答していました。

「悩みがある」という回答の内、悩みの内容について、小学5年生は「友だち」15.8%、「勉強」14.0%、「自分」12.1%と回答しており、中学2年生は「勉強」20.4%、「友だち」10.2%、「自分」9.7%と回答していました。

今回同様、平成28年度でも「勉強」「友だち」「自分」のことで悩みがあるという回答が多く、小学5年生・中学2年生という年齢層では、進路のこともあって成績や学習に関する悩み、こころの発達による友人関係の悩み、省みることが増えることによる自分に関する悩みが多くなることがうかがえました。

質問14

あなたが、悩んだり、困ったりしている時には、誰に相談しますか？

	親	先生	兄弟	友だち	その他	いない	無記入
全体	33.9% (32.9%)	9.8% (9.9%)	9.3% (10.2%)	36.3% (35.2%)	2.9% (3.0%)	6.5% (7.3%)	1.4% (1.5%)
小学5年生	38.3% (37.6%)	11.4% (9.5%)	10.1% (12.2%)	27.7% (27.6%)	2.7% (2.7%)	7.8% (8.6%)	1.9% (1.8%)
中学2年生	28.9% (27.8%)	8.0% (10.3%)	8.3% (8.1%)	45.8% (43.5%)	3.1% (3.4%)	5.0% (5.9%)	0.8% (1.1%)

※ ()内の数字は、平成28年度のアンケート結果を記載

悩んだり、困ったりした時、全体では「友達」36.3%、「親」33.9%、「先生」9.8%、「兄弟」9.3%に相談をすると回答されていました。

最も多い相談相手について、小学5年生では「親」38.3%、ついで「友だち」27.7%でした。中学2年生では「友だち」43.8%、ついで「親」28.9%でした。

平成28年度と比較すると、小学5年生は「親」「先生」に相談するという子が増加し、中学2年生は「親」「友だち」に相談するという子が増加しています。

質問15

もし悩みがあるときは、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に相談してみようと思えますか？

	思う	思わない	無記入
全体	33.1% (37.0%)	66.7% (62.2%)	0.2% (0.8%)
小学5年生	42.3% (45.0%)	57.6% (54.5%)	0.1% (0.5%)
中学2年生	22.9% (28.0%)	76.7% (70.9%)	0.4% (1.1%)

※ ()内の数字は、平成28年度のアンケート結果を記載

全体の33.1%の子どもたちがむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に相談してみようと思っていると回答していました。

平成28年度と比較すると、小学5年生・中学2年生共に減少していました。

子どもたちが、周囲の誰にも相談できないと感じる時に「ハッピークローバー」に相談しようと思えるような、身近な存在になれるよう活動をしていきたいと思えます。

記述回答1

質問13・14の「その他」の内訳を下記に示しています。

質問13 あなたは今、どんなことが悩んだり、困ったりしていますか？（複数回答可）

項目	小学5年生	中学2年生	計
部活	0	24	24
学校生活	5	6	11
家庭生活	9	2	11
進路・将来について	4	4	8
習い事	7	0	7
勉強・成績	0	3	3
人との関わり方について	1	1	2
その他	4	7	11
	30	47	77

質問14 あなたが、悩んだり、困ったりしている時には、誰に相談しますか？

項目	小学5年生	中学2年生	計
祖父母	12	20	32
親戚	8	2	10
ハッピークローバー	7	2	9
自分で解決する	7	0	7
SC・SSW	0	2	2
身近にいる大人	2	2	4
ペット	0	2	2
その他	3	2	5
	39	32	71

記述回答2

質問15で、もし悩みがあるときは、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に相談してみようと思いますか？の回答の理由を下記に示しています。

自由記述について： 類似した記述をカテゴリー別に集約しました。各カテゴリーに属する記述の数を下記に表記します。

質問15 相談しようと思うと答えた理由の内訳

項目	小学5年生	中学2年生	計
秘密を守ってくれるから	76	28	104
解決してくれそうだから	60	16	76
気持ちがスッキリするから	50	19	69
身近な人に相談しづらい悩みがあるから	39	21	60
信頼できそうだから	26	27	53
誰かに相談したいから	29	13	42
名前を言わなくていいから	27	5	32
悩みがあるから	27	1	28
相談しやすそうだから	10	17	27
どんな相談でも聞いてくれるから	18	9	27
自分に役立つと思うから	14	7	21
真剣に考えてくれそうだから	9	7	16
理由はない	1	3	4
その他	8	2	10
	394	175	569

質問15 相談しようとは思わないと答えた理由の内訳

項目	小学5年生	中学2年生	計
相談する人がいるから	159	162	321
悩みがないから	64	63	127
自分で解決できるから	43	53	96
知らない人だから	26	50	76
恥ずかしい・緊張するから	39	26	65
めんどうだから	6	39	45
夕方6時半までに相談できないから	10	20	30
相談したくないから	11	18	29
相談している所をみられたくないから	22	3	25
秘密を守ってもらえるか心配	12	12	24
話しづらいから	7	17	24
解決しないから	3	16	19
相談方法が合わないから	11	7	18
理由はない	6	11	17
信用できないから	0	15	15
相談方法が分からないから	9	4	13
家族に怒られそうだから	9	1	10
話が大きくなりそうだから	3	2	5
なんとなく嫌だから	0	2	2
その他	11	9	20
	451	530	981

質問16 むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」にしてほしいことは何ですか？

項目	小学5年生	中学2年生	計
悩み事を相談したい	28	6	34
今のまま継続してほしい	19	11	30
出張相談会をしてほしい	19	7	26
いじめや差別をなくしてほしい	14	11	25
イベント(授業・講演会含む)をしてほしい	19	5	24
相談場所を増やしてほしい	14	8	22
解決してほしい	19	2	21
しっかり話を聞いてほしい	13	3	16
啓発をしてほしい	12	2	14
相談しやすい場所にしてほしい	11	3	14
秘密にしてほしい	4	7	11
時間や曜日を増やしてほしい	5	3	8
家に来てほしい	3	3	6
相談方法を増やしてほしい	1	0	1
その他	14	16	30
	195	87	282

○宗像市子ども基本条例

平成24年3月30日

条例第13号

改正 平成25年3月28日条例第8号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割（第9条—第12条）

第4章 子どもにやさしいまちづくり（第13条—第17条）

第5章 啓発（第18条—第20条）

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条—第26条）

第7章 施策の検証（第27条）

第8章 雑則（第28条）

附則

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子ども自分らしく健やかに成長し、伸びる可能性を持っています。

その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人のふれあいを大切にしてきたまちです。今もその精神がいきづいています。

子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にする心や、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進

めていくことを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する立場にある者をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。ただし、第1号に規定する子ども及び市外に住所を有する18歳未満の者を除く。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内の学校に在学する者
 - エ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (4) 子ども関係施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校
 - ウ 社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する各種施設
 - エ その他子どもが関係する施設

(責務)

第3条 保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

2 市民等は、子どもに関わる場又は機会において、子どもの権利を保障しなければならない。

3 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、子ども関係施設において、子どもの権利を保障しなければならない。

4 市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。

5 保護者、市民等、施設関係者及び市は、前各項の責務を果たすに当たっては、お互いの立場を尊重し、協力して取り組まなければならない。

第2章 子どもの権利

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。
- (6) 健全な発達を阻害する環境から守られること。

(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。
- (2) 自分で考え、判断し、行動すること。
- (3) プライバシーが守られること。
- (4) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

(豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 生活のリズムが守られること。
- (4) 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。

(意見を表明する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ば

す機会が得られること。

(2) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。

(3) 意思決定に参加すること。

(4) 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。

(子どもの役割)

第8条 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない。

2 子どもは、他の者の権利を侵害する行為をしないよう努めなければならない。

3 子どもは、家庭又は社会の一員としての役割を果たすよう努めなければならない。

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。

2 保護者は、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識及び養育について習得するよう努めなければならない。

3 保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けるよう努めなければならない。

4 保護者は、虐待その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。

5 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護しなければならない。

6 保護者は、子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術又はスポーツに接する機会を作るよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第10条 市民等は、子どもは「社会の宝」であると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。

2 市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。

3 市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し、若しくは指導し、又は関係機関等に通報し、若しくは連絡しなければならない。

(子ども関係施設の役割)

第11条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。

- 2 子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じて、自主的な活動を支援しなければならない。
- 3 施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けなくてはならない。
- 4 子ども関係施設は、いじめ等の防止に努めるとともに、相談しやすい環境を整備しなければならない。

(市の役割)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、保護者、市民等及び子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、必要な支援をしなければならない。
- 3 市は、子ども自ら又は保護者等を通じて、市政等に関する意見を求めるよう努めなければならない。
- 4 市は、虐待、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。
- 5 市は、前項の取組において被害を受けた子どもを発見したときは、その保護及び救済に努めるとともに、関係機関と協力し、必要な支援をしなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、市は、さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及及び啓発に努めなければならない。

第4章 子どもにやさしいまちづくり

(施策の推進)

第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画を策定しなければならない。

- 2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の次世代育成支援対策審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市は、行動計画を策定し、又は見直したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

(子どもの居場所づくり)

第14条 市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じ、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。

- 2 市は、自主的に居場所づくりをしている市民等との連携を図り、その支援に努めな

ればならない。

(子どもの意見表明の機会の提供)

第15条 市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

第16条 市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。

2 市、市民等及び施設関係者は、保護者の子育て及び仕事の両立を支援するとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければならない。

(健全な発達を阻害する環境からの保護)

第17条 市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

第5章 啓発

(啓発)

第18条 市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。

(学習等への支援)

第19条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。

2 市は、施設関係者、医師又は保健師等の子どもの権利に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自主的に行う子どもの権利についての学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(子どもの権利の日)

第20条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日(以下「権利の日」という。)を設ける。

2 権利の日は、11月20日とする。

3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利救済委員)

第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。

2 救済委員は、3人以内とする。

3 救済委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

4 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれない。

6 前項の規定にかかわらず、市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は救済委員としてふさわしくない行為があると認める場合においては、その職を解くことができる。

（救済委員の職務）

第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。

（1）子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。

（2）権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。

（3）子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

（4）必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。

（5）前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

2 救済委員は、前項の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

（2）人権について十分に配慮すること。

（3）関係機関等と協力すること。

（救済委員に対する支援及び協力）

第23条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない。

2 保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するよう努めなければ

ならない。

(勧告又は要請への対応)

第24条 市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。

2 市以外のものは、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告するよう努めなければならない。

(勧告又は要請等の内容の公表)

第25条 救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等を公表することができる。

(報告等)

第26条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。

第7章 施策の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第27条 市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の検証に当たっては、宗像市次世代育成支援対策審議会条例（平成25年条例第8号）に規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対し、諮問するものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとるものとする。

(平25条例8・一部改正)

第8章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6章及び第7章の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、この条例の相当規定に基づき策定された行動計画とみなす。

3 第22条の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）前3年から施行日の前日までに生じた子どもの権利の侵害に関わる事項についても適用するものとする。
（準備行為）

4 第21条第3項の規定による救済委員の選任に関し必要な行為は、同項の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成25年3月28日条例第8号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○宗像市子ども基本条例施行規則

平成24年12月28日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市子ども基本条例（平成24年宗像市条例13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(兼職等の禁止)

第3条 条例第21条第1項に規定する宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）には、次に掲げる者を選任することができない。

- (1) 衆議院議員若しくは参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員
- (2) 市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は救済委員の公平かつ適切な職務遂行に利害関係を有する職業の者
- (3) 市内の学校の教職員その他市の子どもの直接指導することを主たる職務とする職業等に現に従事している者又はその職を退いてから3年を経過していない者

(代表救済委員)

第4条 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、救済委員の互選により定める。

2 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、他の救済委員がその職務を代理する。

(救済委員会議)

第5条 代表救済委員は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員会議を招集することができる。

- (1) 救済委員の職務執行の方針に関すること。
- (2) 活動状況の報告に関すること。
- (3) その他救済委員の協議により必要と認めること。

(子どもの権利相談員)

第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 条例第21条第3項及び第22条第2項並びに第3条第1号及び第2号の規定は、相

談員について準用する。

3 相談員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
- (2) 救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。
- (3) 子どもの権利の普及に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。
(相談及び救済の申立て)

第7条 子ども、保護者、市民等及び施設関係者は、子どもの権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）の受付は、救済委員及び相談員が行う。

（申立ての手続き）

第8条 救済の申立てを行おうとする者は、文書又は口頭により次に掲げる事項を申立てることとする。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談等の状況

2 文書による申立ては、救済申立書（様式第1号）を用いるものとする。

3 救済委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、第1項の事項について聴き取り、口頭救済申立書（様式第2号）に記録しなければならない。

（調査）

第9条 救済委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査するものとする。

ただし、その申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 裁判等により確定した権利関係に関するとき。
- (2) 裁判所において争訟中又は行政庁において不服申立ての審理中である権利関係に関するとき。

- (3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。
 - (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは除く。
 - (5) 条例又は規則に基づく救済委員又は相談員の行為に関するとき。
 - (6) 申立てに重大な偽りがあるとき。
 - (7) 申立に具体的な権利の侵害が含まれないとき。
 - (8) 前各号に定めるもののほか、救済委員が調査することが適当でないと認めるとき。
- 2 救済委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合又は条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども及び保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、救済委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 3 救済委員は、第1項ただし書の規定により調査を行わない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければならない。

(調査の中止等)

第10条 救済委員は、調査を開始した後においても、次に該当する場合は、調査を中断し、又は中止することができる。

- (1) 申立てが、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 申立人から救済申出取下げ書(様式第3号)が提出されたとき。
- 2 救済委員は、前項第1号により調査を中断し、又は中止したときは、申立人及び前条第2項の同意を得た者(以下「申立人等」という。)に対して、速やかに通知しなければならない。

(市に対する調査等)

第11条 救済委員は、市に対して調査を開始するときは、あらかじめ通知しなければならない。

- 2 救済委員は、調査のために必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市に資料の提出又は説明を求めることができる。
- 3 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための関係者間の調整(以下「調整」という。)をすることができる。
- 4 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

(市以外のものに対する調査等)

第12条 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市以外のものに資料の提出又は説明を求めることができる。

2 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、市以外のものに調整について協力を求めることができる。

3 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

(身分証明書の提示)

第13条 救済委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書(様式第4号)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告などの実施)

第14条 条例第22条第1項第4号の規定に基づく勧告又は要請は、書面により行う。

2 救済委員は、勧告又は要請を行ったときは、その概要を申立人等に通知する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

<p>救済申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先） 宗像市子どもの権利救済委員</p> <p style="text-align: center;">（申立人） 氏 名 _____（ 歳） 郵便番号 _____ 住 所 等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____</p> <p>宗像市子ども基本条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり子どもの権利の救済を申し立てます。</p>
<p>(1) 救済を必要とする子どもの氏名等</p> <p>氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____</p>
<p>(2) 申立ての理由となった事実の概要</p> <p>①救済を求めることは、どのようなことですか。 _____</p> <p>②いつ、どこで、起こったことですか。 _____</p> <p>*どのような問題なのかを(6)で説明してください。</p>
<p>(3) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり]</p> <p>（ありの場合、その制度名を記入） _____</p>
<p>(4) 添付資料の有無 [なし ・ あり (_____ 枚)]</p>
<p>(5) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他 (_____)]</p>
<p>(6) 申立ての理由となった問題についての説明等</p> <p>_____</p>
<p>備考</p>

様式第2号（第8条関係）

口頭救済申立書 年 月 日	
宗像市子ども基本条例施行規則第8条第3項の規定により、子どもの権利の救済の申立てを口頭にて下記のとおり受け付けました。	
受付者 _____ 印 _____	
(1) 口頭により申し立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
(2) 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____	
(3) 申立ての理由となった事実の概要 ①救済を求めることは、どのようなことか。 _____ ②いつ、どこで、起こったことか。 _____ *どのような問題なのかを(7)に記述	
(4) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり] (ありの場合、その制度名を記入) _____	
(5) 添付資料の有無 [なし ・ あり (_____ 枚)]	
(6) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他 (_____)]	
(7) 申立ての理由となった問題についての説明等 	
備考	

様式第3号（第10条関係）

救済申出取下げ書	年 月 日
(あて先) 宗像市子どもの権利救済委員	
(申立人)	
氏 名 _____ (歳)	
郵便番号 _____	
住 所 等 _____	
電話番号 _____	
救済を必要とする子どもとの関係 _____	
学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
年 月 日付で申請した申立てについては、次のとおり取り下げます。	
取り下げの理由	
備考	

様式第4号（第13条関係）

1 宗像市子どもの権利救済委員

（表）

身分証明書					
号	横	2.5cm	第		
	縦	3.0cm			
職名		宗像市子どもの権利救済委員			
氏名		名			
生年月日		年	月	日	
有効期限		年	月	日	
上記の者は、宗像市子ども基本条例第21条第1項の規定に基づく宗像市子どもの権利救済委員であることを証明する。					
年 月 日					
宗 像 市 長					
印					

5.5cm

9.0cm

（裏）

宗像市子ども基本条例（抜粋）	
（子どもの権利救済委員）	
第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。	
（救済委員の職務）	
第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。	
(1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。	
(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。	
(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。	
(4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。	
(5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。	

2 宗像市子どもの権利相談員

(表)

5.5cm	身分証明証		第
	号	横 2.5cm 縦 3.0cm	
	職 名	宗像市子どもの権利相談員	
	氏 名	名	
	生年月日	年	月 日
	上記の者は、宗像市子ども基本条例施行規則第6条第1項の規定に基づき宗像市子どもの権利相談員であることを証明する。		
	年	月	日
印		宗 像 市 長	

9.0cm

(裏)

宗像市子ども基本条例施行規則（抜粋）
(子どもの権利相談員)
第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。
2 略
3 相談員は、次に掲げる職務を行う。
(1)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
(2)救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。
(3)子どもの権利の普及に関すること。
(4)前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。

平成 29 年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿

職 名	氏 名	職 業 等
子どもの権利代表救済委員	小坂 昌司	弁護士 (福岡県弁護士会)
子どもの権利救済委員	大西 良	社会福祉士 (筑紫女学園大学 准教授)
子どもの権利救済委員	市川 雅美	臨床心理士 (市川カウンセリングオフィス)
子どもの権利相談員	中川 誠也	臨床心理士
	久家 房子	教育経験者
事務局員	中村 修	子ども家庭課課長
	甲斐田 修	子ども家庭課子ども家庭係長
	小田 さくら	子ども家庭課子ども家庭係主事